平成３０年度 第１回たつの市地域公共交通会議
次　　第

日　時　　平成３０年６月２５日（月）午後２時３０分～
場　所　　揖龍広域センター２階講座室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　協議事項

（１）平成２９年度事業報告及び歳入歳出決算報告について

（２）平成３０年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

（３）コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について

（４）市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について

（５）たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について

（６）たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について

① 公共交通利用実態調査の実施について

② モビリティ・マネジメント（MM）の実施について

（７）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

４　閉　会

平成30年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種　別	団体名等	役　職	氏　名	備考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	満田邦弘	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会　計	下房仁美	
3		○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会　長	重本文夫	
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	飯田健人	
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	金澤信義	
6			市民団体代表	たつの市ＰＴＡ協議会	副会長	竹内偉津男	新規
7	監事		市民代表	公募委員（龍野）	－	藤輪邦男	
8			市民代表	公募委員（新宮）	－	寺澤利香	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	－	西口小夜子	
10			市民代表	公募委員（御津）	－	塚本敏昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	魚谷　観	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	取締役 業務部長	村上正弘	
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部　神戸支社	総務企画課長	秋山秀則	
14			公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人　兵庫県バス協会	専務理事	中澤秀明	
15		○	交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人　兵庫県タクシー協会 （株式会社　龍野タクシー）	西播支部長 （代表取締役社長）	熊渕秀夫	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	藤元　忠	
17			国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	岩野住之	新規
18			国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	竹内浩二	新規
19			兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所　長	谷口徳男	
20			兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	谷垣博司	
21			兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	北村正彦	新規
22			交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	経済建設 常任委員会 委員長	高岸博之	新規
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	井上彰悟	
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	理　事	小谷真也	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部　長	梶本秀人	新規

（順不同）

協議事項１

平成２９年度事業報告及び歳入歳出決算報告について

平成２９年度 たつの市地域公共交通会議 事業報告

１　市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の市内全域運行

市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えるとともに、鉄道やバスまでの移動手段を確保する支線としての役割を担う市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の市内全域運行を開始した。

平成２９年　４月３日	市内全域で運行開始
平成２９年　９月１日	接骨院及び鍼灸治療院を目的地として追加

２　コミュニティバスの運行

市内の交流を支える幹線としての役割を担うコミュニティバス（南北連結ルート）を運行し、利用状況や沿線環境の変化等に応じて、きめ細かく運行内容の見直しを行うとともに、ＩＣカードによる料金支払いシステムを導入することにより、速達性や利便性、効率性の向上に努めた。

平成２９年　９月１日	越部コミセン前バス停の新設、該当ルートの変更及びダイヤ改正 日山経由ルートしんぐう総合センター17:00 発便のダイヤ改正
平成２９年１０月２日	ＩＣカードによる料金支払いシステムを導入
平成３０年　２月１日	龍野北高校ルート黒崎 6:55 発便のダイヤ改正 日山経由ルート黒崎 7:19 発便のダイヤ改正

３　播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行

光都を経由して本市と上郡町を結ぶ播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス（愛称：「てくてくバス」）を運行した。

４　総合時刻表・ポケット時刻表の発行

たつの市の公共交通を利用される方にとって、より利用しやすい公共交通を目指し、市内を運行する全ての公共交通の時刻表、料金表、路線図等の運行情報を掲載した総合時刻表「たつの市おでかけ時刻表」と、外出時に持ち運びが便利なポケットサイズの時刻表「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」を発行した。

	たつの市総合時刻表 「たつの市おでかけ時刻表」	たつの市ポケットサイズ時刻表 「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」
サイズ	Ａ４	Ａ６
ページ数	３０ページ	３０ページ
掲載内容	・公共交通マップ ・公共交通のご案内 ・路線図、時刻表、運賃表、利用方法等 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」 コミュニティバス 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス 路線バス ＪＲ姫新線・ＪＲ山陽本線 タクシー・たつのめぐりン ・乗車券・利用券等のご案内 ・主なバス停・乗降場所のご案内	・公共交通マップ ・時刻表、利用方法等 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」 コミュニティバス 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス 路線バス ＪＲ姫新線 ＪＲ山陽本線 タクシー・たつのめぐりン
発行部数	１０，０００部	４０，０００部
配布先	・市内公共施設、観光施設、病院等	・市内全世帯、公共施設、観光施設、病院等
発行日	平成３０年３月２６日	

５　モビリティ・マネジメント（ＭＭ）の実施

たつの市地域公共交通網形成計画における計画目標３「地域と一体となって育てる」を達成するため、市内に通学する小学生や高校生、市内に居住する高齢者を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施した。

	小学生を 対象としたMM	高校生を 対象としたMM	高齢者を 対象としたMM
実施対象者	たつの市立越部小学校の児童（4･5 年生 57 人）及びその保護者	兵庫県立龍野高校の生徒（１年生 200 人） 兵庫県立龍野北高校の生徒（１年生 240 人）	たつの市内に居住する高齢者等（アンケート回答人数 547 人）
実施日	平成 29 年 7 月 10 日	平成 29 年 10 月 2 日	平成 29 年 4 月 4 日 ～平成 30 年 3 月 11 日
実施内容	・公共交通の利用に対する意識の醸成を目的として、児童を対象とした「交通すごろく」やコミュニティバスの体験乗車会を実施 ・保護者を対象とした事後アンケート調査を実施し、公共交通の利用状況の変化を把握	・通学時に公共交通を利用してもらうことを目的として、コミュニティバス時刻表、公共交通の利用を促進する冊子等を配布 ・コミュニティバス等を利用した具体的な通学方法について検討してもらうため、アンケート調査を実施	・高齢者の方に公共交通の利用を促進するため、各地区において市民乗り合いタクシーをはじめとした公共交通の説明会、体験乗車会を開催 ・日常の移動での公共の利用について検討してもらうため、アンケート調査を実施

６　公共交通利用実態調査の実施

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査するとともに、市民乗り合いタクシーを利用したことがない方に対して、公共交通に対するニーズなどを調査することにより、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とした。

	コミュニティバス 利用者アンケート調査	市民乗り合いタクシー 利用者ヒアリング調査	公共交通の利用に関する 住民アンケート調査
調査対象者	コミュニティバス利用者（配布 349 人・回収 129 人）	市民乗り合いタクシー利用者（427 人）	市民乗り合いタクシー利用登録者のうち、利用したことがない方（配布 1,500 人・回収 1,006 人）
調査日	平　日（2 日間）：平成 29 年 9 月 6 日・7 日 土曜日（2 日間）：平成 29 年 9 月 9 日・16 日		平成 29 年 8 月 28 日（配布日）
調査方法	アンケート調査票の配布（調査員が車内で配布、後日郵送で回収）	利用者へのヒアリング（調査員が車内でヒアリング）	対象者へのアンケート調査票の配布（郵送により配布、回収）
調査項目	・調査当日の利用状況 ・運行内容再編前後における利用状況の変化 ・コミュニティバスに対する満足度　他	・調査当日の利用状況 ・本格運行開始前後における利用状況の変化 ・市民乗り合いタクシーに対する満足度　他	・普段の外出頻度 ・主な行き先 ・外出時の交通手段 ・公共交通を利用しない理由 ・公共交通に対する満足度　他

7　会議の開催状況

開催年月日	会議名	内容
平成29年6月14日	第１回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1)平成２８年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2)平成２９年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (3)コミュニティバスの利用状況について (4)コミュニティバス バス停の新設、運行ルートの変更及びダイヤ改正（案）について (5)市民乗り合いタクシーの利用状況について (6)市民乗り合いタクシー目的地の追加（案）について (7)コミュニティバス及び市民乗り合いタクシー利用実態調査の実施について (8)たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布について ②モビリティ・マネジメント（MM）の実施について (9)地域創生に向けた路線バス活性化事業「県内統一路線バス乗車券」（案）について
平成29年6月30日	第１回たつの市地域公共交通会議	(1)役員の改選について (2)平成２８年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (3)平成２９年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (4)コミュニティバスの利用状況について (5)コミュニティバス バス停の新設、運行ルートの変更及びダイヤ改正（案）について (6)市民乗り合いタクシーの利用状況について (7)市民乗り合いタクシー目的地の追加（案）について (8)公共交通利用実態調査の実施について (9)たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布について ②モビリティ・マネジメント（MM）の実施について (10)地域創生に向けた路線バス活性化事業「県内統一路線バス乗車券」（案）について (11)地域内フィーダー系統確保維持計画について
平成29年8月29日	たつの市地域公共交通会議（書面協議）	佐用町運営有償運送「三日月～播磨科学公園都市線」の更新登録について
平成29年12月12日	第２回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1)コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (2)コミュニティバスのダイヤ改正（案）について (3)市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (4)地域内フィーダー系統確保維持計画の改正（案）について

		(5)公共交通の利用に関する住民アンケート調査の実施結果について (6)小学生及び高校生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について (7)総合時刻表及びポケット時刻表の作成（案）について
平成29年12月19日	第２回たつの市地域公共交通会議	(1)コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (2)コミュニティバスのダイヤ改正（案）について (3)市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (4)地域内フィーダー系統確保維持計画の改正（案）について (5)公共交通の利用に関する住民アンケート調査の実施結果について (6)小学生及び高校生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について (7)総合時刻表及びポケット時刻表の作成（案）について
平成30年2月15日	第３回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1)平成２９年度歳入歳出補正予算（案）について (2)コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について (3)コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの評価・検証について (4)播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について (5)播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停の新設及びダイヤ改正（案）について (6)たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (7)総合時刻表及びポケット時刻表の発行について (8)バス旅ひょうご企画乗車券の発行について
平成30年2月28日	第３回たつの市地域公共交通会議	(1)平成２９年度歳入歳出補正予算（案）について (2)コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について (3)コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの評価・検証について (4)播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について (5)播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停の新設及びダイヤ改正（案）について (6)たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (7)総合時刻表及びポケット時刻表の発行について (8)バス旅ひょうご企画乗車券の発行について

平成２９年度　たつの市地域公共交通会議 歳入歳出決算書

（収入）　（単位:円）

区分			予算額	収入済額	比較増減	説　明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	78,144,000	78,144,000	0	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	9,591,000	9,687,000	96,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 7,562,000円 地域公共交通調査事業(計画推進事業)国庫補助金 2,125,000円
繰越金	繰越金	繰越金	35,360	35,360	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	640	468	△ 172	預金利息
計			87,771,000	87,866,828	95,828	

（支出）　（単位:円）

区分			予算額	支出済額	予算残額	説　明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	545,000	486,988	58,012	委員出席謝礼　486,988円
	事務費	事務費	3,718,000	3,674,447	43,553	旅費　18,940円 事務用品　897,241円 会議賄　24,882円 印刷製本費　603,342円 郵券料　580,483円 電話・インターネット通信料　700,703円 IP無線等リース料　379,404円 IP無線通信料　469,452円
事業費	事業費	事業費	83,508,000	77,893,002	5,614,998	デマンド交通運行業務 運行委託　49,606,434円 オペレーター雇用　13,758,008円 運行システム　6,027,264円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託　8,501,296円
計			87,771,000	82,054,437	5,716,563	

収入合計		支出合計		差引(次年度繰越)
87,866,828	－	82,054,437	＝	5,812,391

監　査　報　告　書

平成３０年６月５日

たつの市地域公共交通会議会長　様

たつの市地域公共交通会議
監事　藤野邦男

平成２９年度たつの市地域公共交通会議会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

１　実施日時　　平成３０年６月５日（火）午前１０時～

２　実施場所　　たつの市役所２階　２０１会議室

３　所　　見　　平成２９年度の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿を監査した結果、たつの市地域公共交通会議会計は適正に処理されていることを認めます。

協議事項２

平成３０年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

平成３０年度 たつの市地域公共交通会議 事業計画（案）

１　市民乗り合いタクシー、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの運行

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行し、公共交通空白地域を解消するとともに、鉄道・バスでは対応が難しいきめ細かな交通需要へ対応する。

また、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスを前年度に引き続き運行することにより、鉄道、路線バス、コミュニティバス、圏域バス、市民乗り合いタクシーが相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築する。

２　たつの市地域公共交通網形成計画の推進

たつの市地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念、計画目標の実現に向けて、各施策を実施するとともに、達成状況の確認、評価・検証を行う。

主な計画内容

実施時期	項　目	内　容
平成30年4月2日	播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停新設・ダイヤ改正	・播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用者数の増加を図るため、運行ルート上にある路線バス停留所を圏域バスの停留所として設置し、市民が播磨科学公園都市内にある施設を利用しやすいダイヤに改正
平成30年4月～（随時）	モビリティ・マネジメント（高齢者対象）の実施	・市民乗り合いタクシー説明会において動機付け冊子の配布と「あかねちゃん」の体験乗車を実施
平成30年6月18日	第１回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・平成２９年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・平成３０年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について ・たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について　他
平成30年6月25日	第１回たつの市地域公共交通会議	・平成２９年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・平成３０年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について ・たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について　他

平成30年7月13日	モビリティ・マネジメント（中学生対象）の実施	・中学生を対象に公共交通の利用方法や時刻表の見方等を学ぶ授業、コミュニティバスの体験乗車を実施、保護者を対象にアンケート調査を実施
平成30年8月1日	市民乗り合いタクシー予約期限の短縮	・市民乗り合いタクシーの利便性向上のため、予約期限を２時間前から１時間３０分前へ短縮
平成30年8月～	モビリティ・マネジメント（市民対象）の実施	・市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域に居住する方を対象に利用パンフレットの配布とアンケート調査を実施し、公共交通へ転換できる移動方法を地区回覧で例示するとともに説明会を開催
平成30年9月	公共交通利用実態調査の実施	・コミュニティバス、市民乗り合いタクシー利用者の満足度や利用意向を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施
平成30年12月	第２回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について　他
平成30年12月	第２回たつの市地域公共交通会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について　他
平成31年2月	第３回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの検証、見直しについて ・たつの市地域公共交通網形成計画達成状況の確認、評価・検証について　他
平成31年2月	第３回たつの市地域公共交通会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの検証、見直しについて ・たつの市地域公共交通網形成計画達成状況の確認、評価・検証について　他

平成３０年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出予算書（案）

（収入）　　（単位:円）

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説　明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	71,307,000	78,144,000	△ 6,837,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	13,423,000	9,591,000	3,832,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 12,149,000円 地域公共交通調査事業(計画推進事業)国庫補助金 1,274,000円
繰越金	繰越金	繰越金	5,812,391	35,360	5,777,031	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	609	640	△ 31	預金利息
計			90,543,000	87,771,000	2,772,000	

（支出）　　（単位:円）

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説　明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	545,000	545,000	0	委員出席謝礼 会長 9,100円×1人×6回＝54,600円 委員 8,600円×15人×3回＝387,000円 WG委員 8,600円×4人×3回＝103,200円
	事務費	事務費	4,866,000	3,718,000	1,148,000	旅費　36,000円 事務用品　720,000円 会議賄　30,000円 印刷製本費　1,675,000円 郵券料　500,000円 電話・インターネット通信料　1,030,000円 IP無線等リース料　395,000円 IP無線通信料　480,000円
事業費	事業費	事業費	85,132,000	83,508,000	1,624,000	デマンド交通運行業務 運行委託　61,511,000円 オペレーター雇用　12,626,000円 運行システム　5,897,000円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託　5,098,000円
計			90,543,000	87,771,000	2,772,000	

協議事項３－１

コミュニティバスの利用状況について
（平成 30 年 5 月末時点）

(1) 月別乗車人数

年　月		運行日数（日）	乗車人数（人）	１日平均乗車人数（人）	１便平均乗車人数（人）	ICカード利用人数（人）	ICカード利用率（%）
H28（19便）	１月(1/10～)	19	3,205	168.7	8.9	－	－
	２月	23	3,998	173.8	9.1	－	－
	３月	26	4,510	173.5	9.1	－	－
	年度計	68	11,713	172.3	9.1	－	－
H29（19便）	４月	24	4,782	199.3	10.5	－	－
	５月	24	4,962	206.8	10.9	－	－
	６月	26	5,440	209.2	11.0	－	－
	７月	25	5,169	206.8	10.9	－	－
	８月	26	4,667	179.5	9.4	－	－
	９月	24	4,838	201.6	10.6	－	－
	１０月	25	5,410	216.4	11.4	653	12.1
	１１月	24	5,299	220.8	11.6	675	12.7
	１２月	23	5,039	219.1	11.5	689	13.7
	１月	23	4,771	207.4	10.9	733	15.4
	２月	23	4,635	201.5	10.6	659	14.2
	３月	26	5,020	193.1	10.2	613	12.2
	年度計	293	60,032	204.9	10.8	4,022	13.3
H30（19便）	４月	24	4,905	204.4	10.8	958	19.5
	５月	24	5,501	229.2	12.1	1,210	22.0
	年度計	48	10,406	216.8	11.4	2,168	20.8
参考:H27(13便)		294	41,673	141.7	10.9	－	－

(2) 月別乗車人数の推移

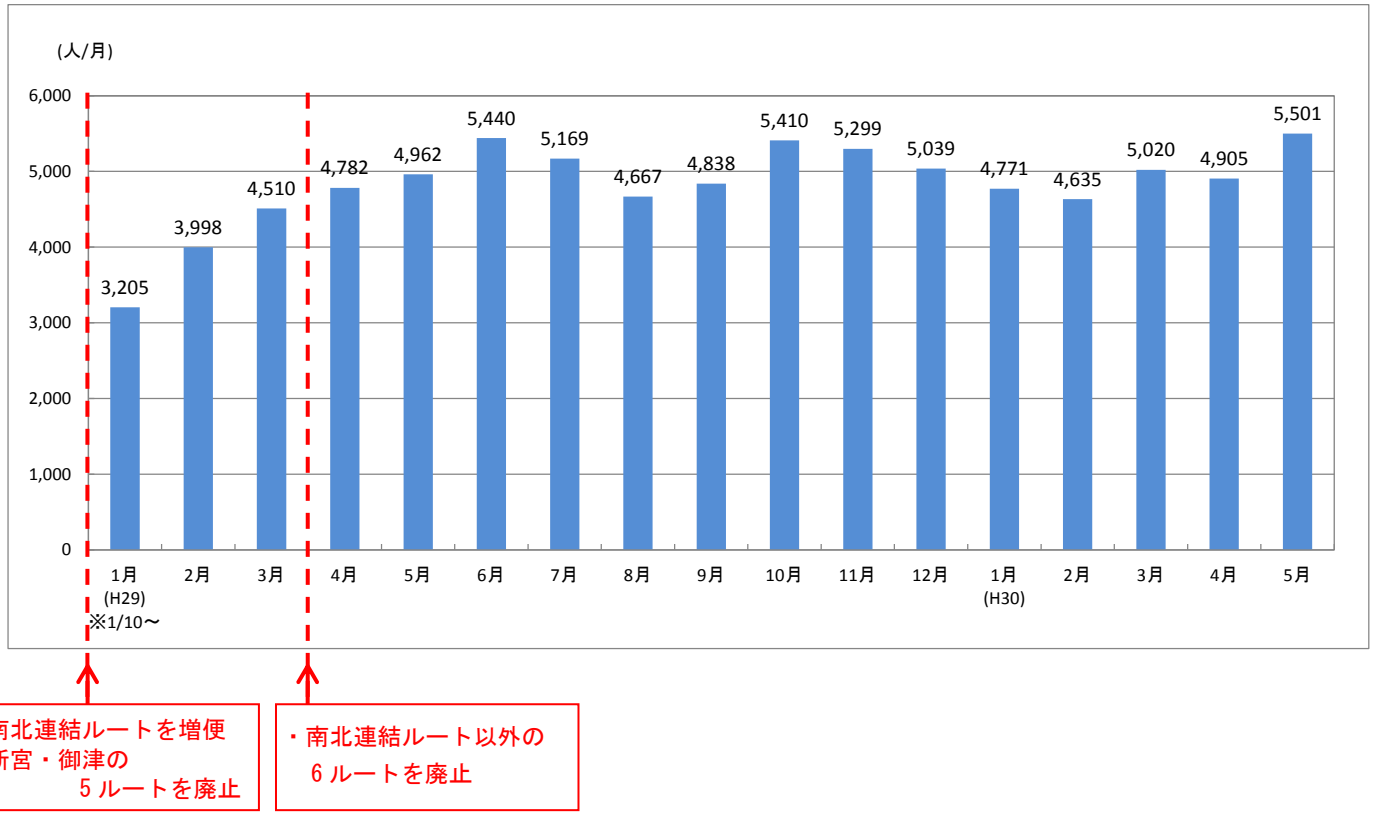

(3) 月別１日平均乗車人数の推移

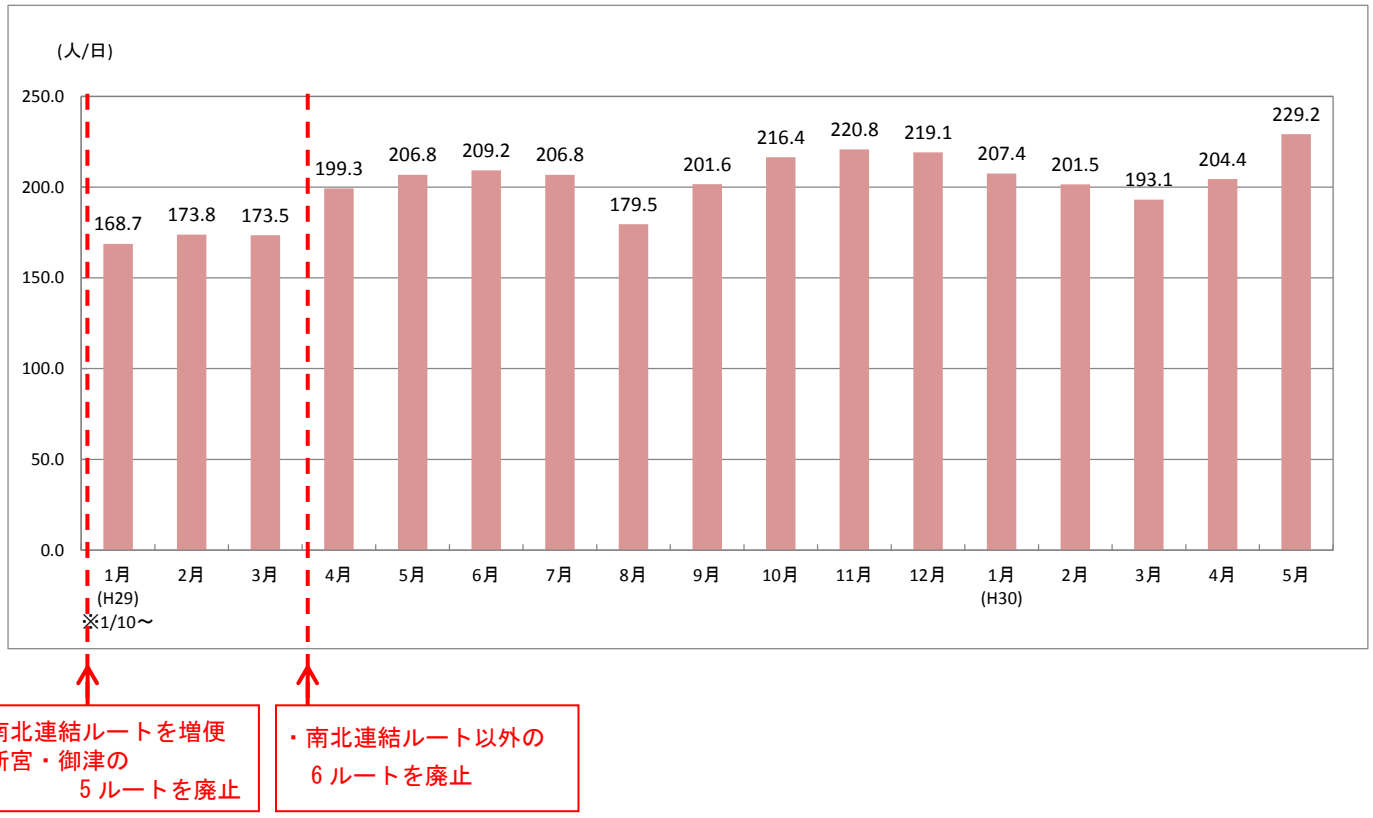

(4) 月別 IC カード利用者数の推移

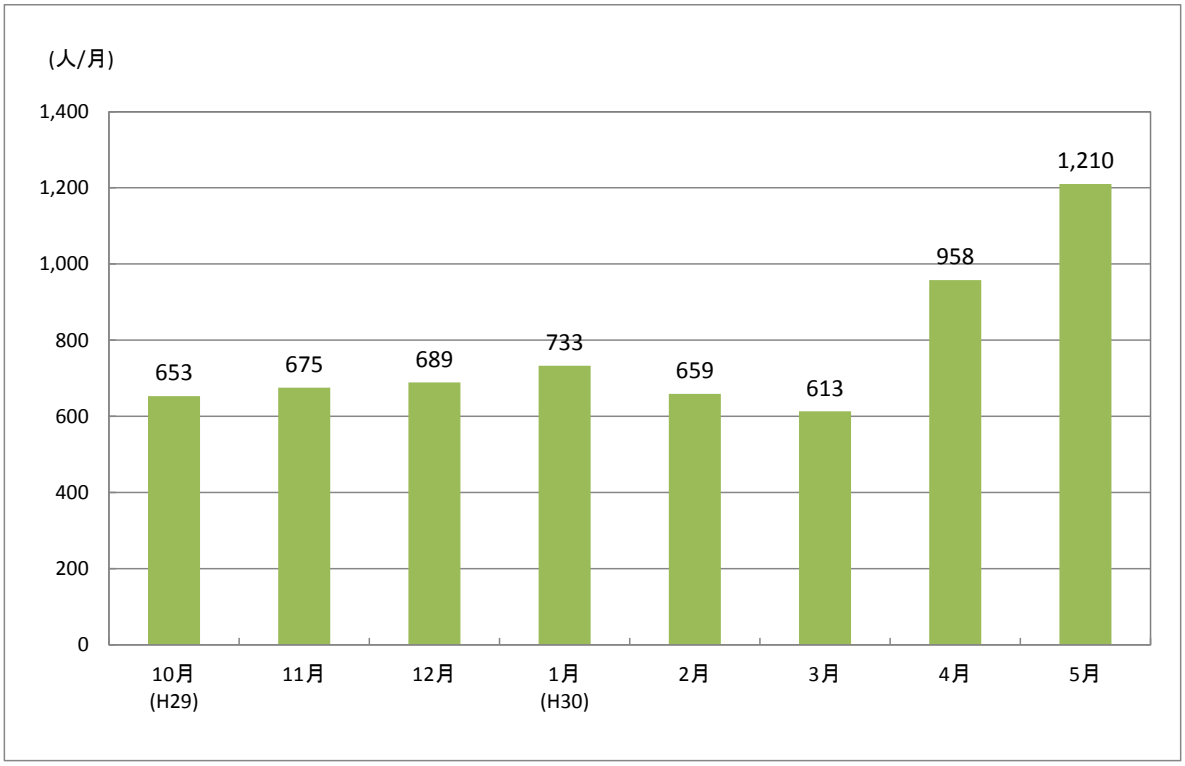

(5) 曜日別 1 日当たり利用者数（平成 29 年度）

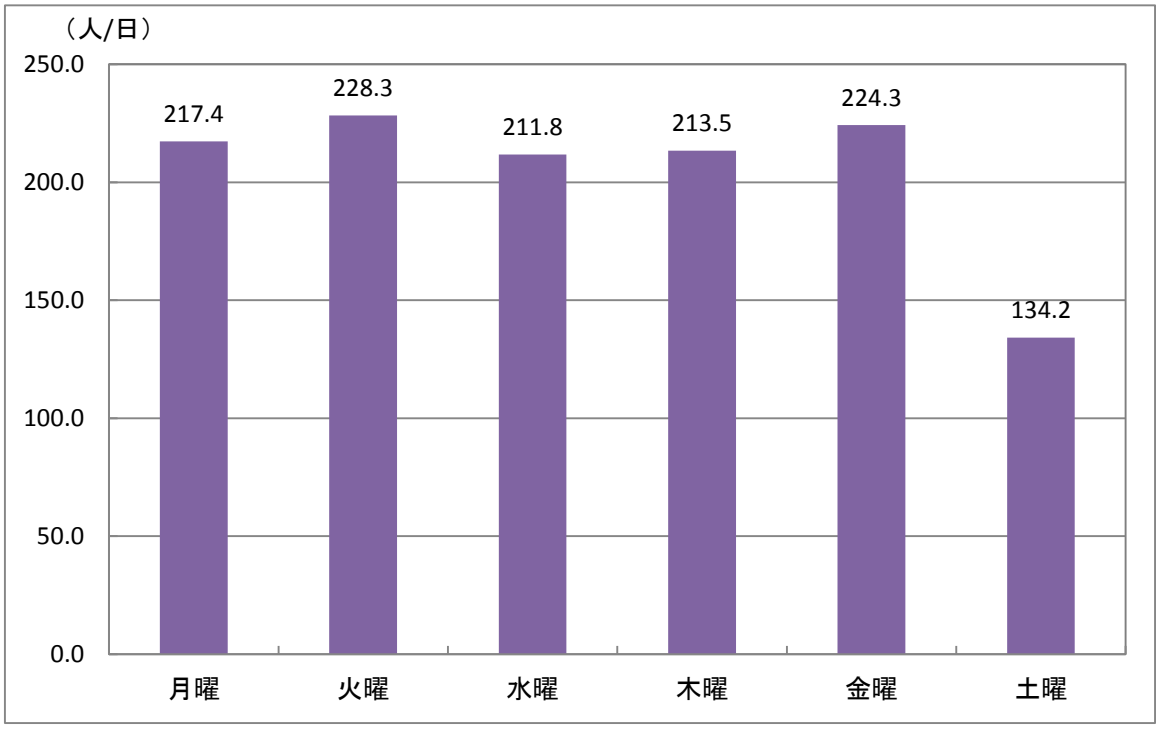

集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

(6) 便別乗車人数

【 便別乗車人数 】

平成 29 年度

（しんぐう総合センター ⇒ 新舞子）

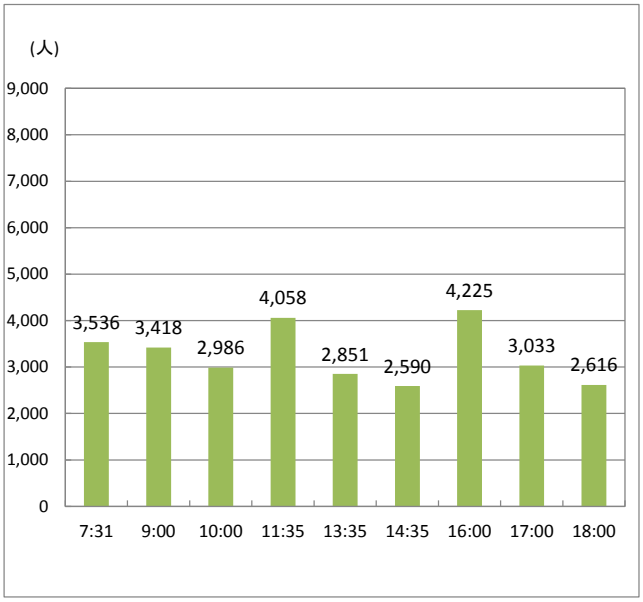

（新舞子 ⇒ しんぐう総合センター）

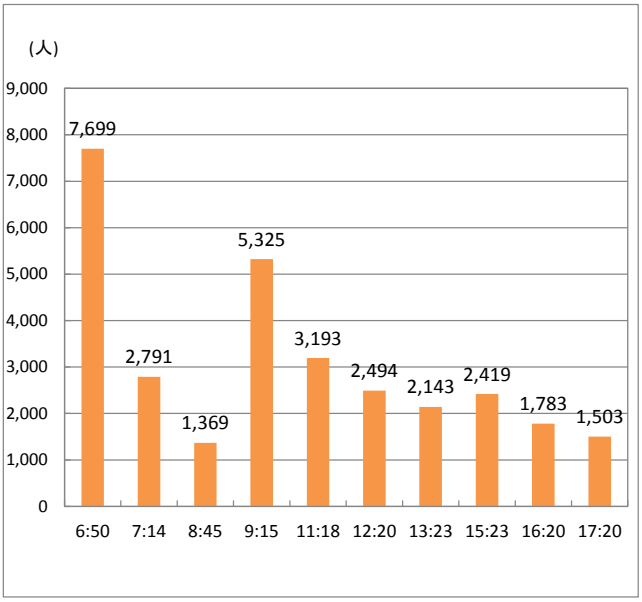

集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

（しんぐう総合センター ⇒ 新舞子）

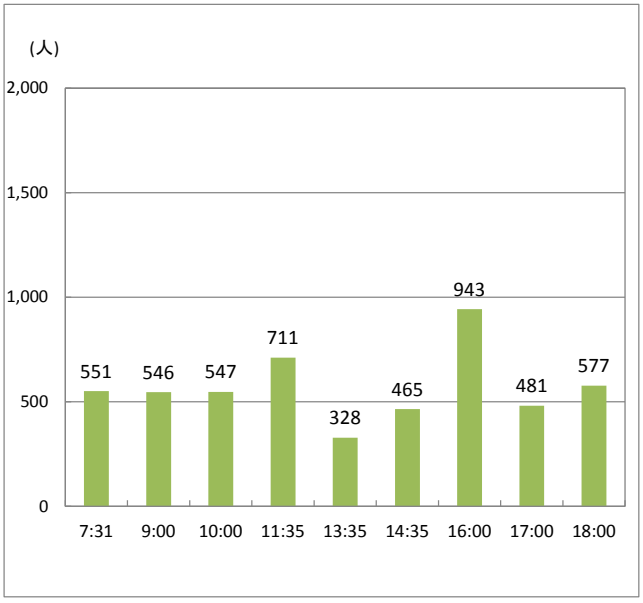

（新舞子 ⇒ しんぐう総合センター）

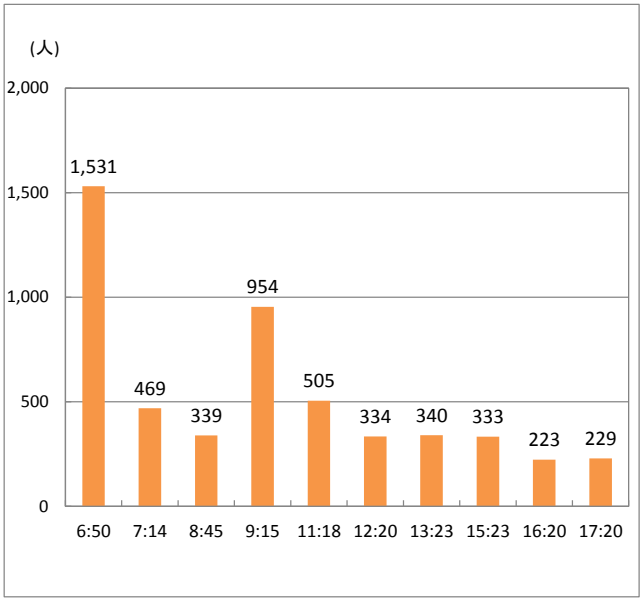

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間

【 1便平均乗車人数 】

平成29年度

（しんぐう総合センター ⇒ 新舞子）

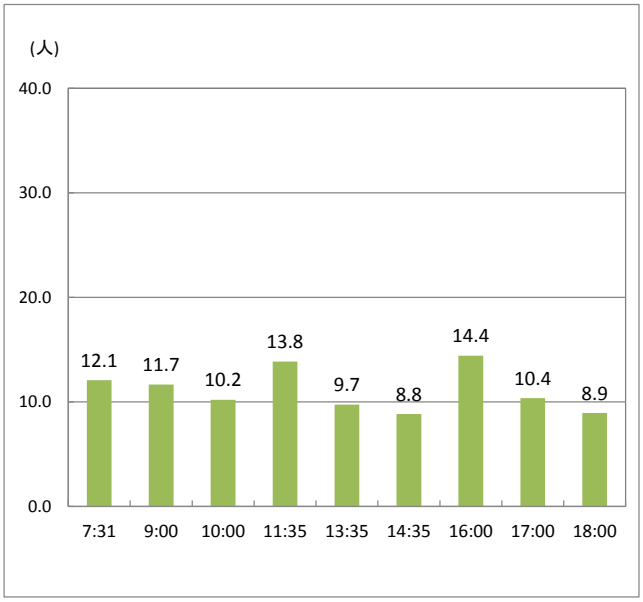

（新舞子 ⇒ しんぐう総合センター）

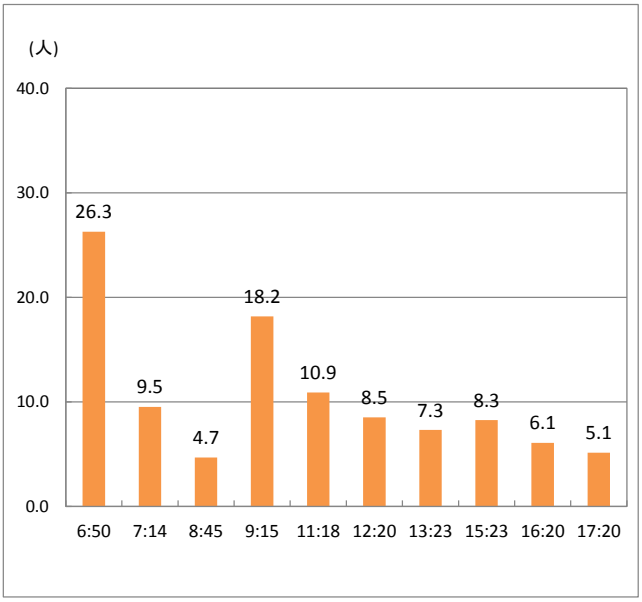

集計対象期間：平成29年4月3日～平成30年3月31日の292日間

平成30年度

（しんぐう総合センター ⇒ 新舞子）

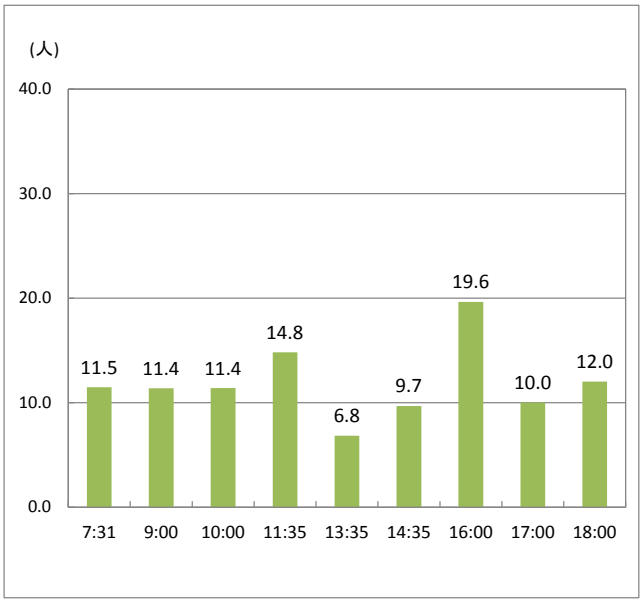

（新舞子 ⇒ しんぐう総合センター）

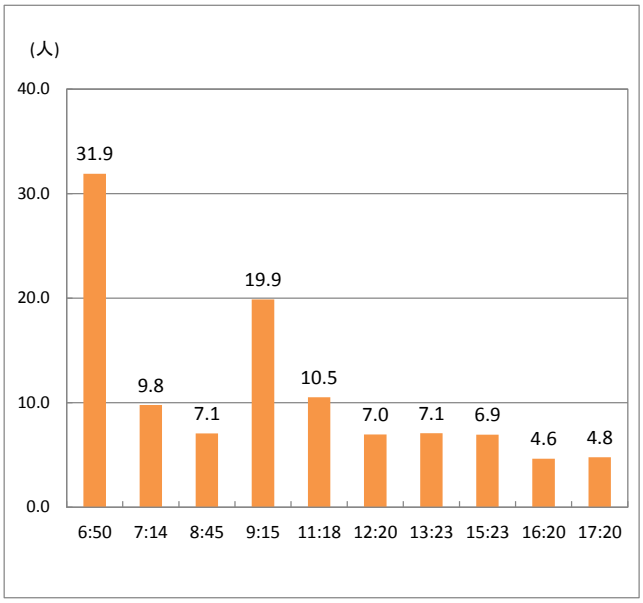

集計対象期間：平成30年4月2日～平成30年5月31日の48日間

協議事項３－２

市民乗り合いタクシーの利用状況について
（平成 30 年 5 月末時点）

(1) 月別・区域別利用者数

		年月		運行日数（日）	居住地別利用者数（人/月）							1日平均利用者数（人）
					新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
H28年度	先行運行	H29	1月	19	342	4	0	0	344	9	699	36.8
			2月	23	568	4	0	0	451	21	1,044	45.4
			3月	26	580	4	0	0	493	24	1,101	42.3
		年度計		68	1,490	12	0	0	1,288	54	2,844	41.8
H29年度	本格運行	H29	4月	24	796	528	470	122	569	33	2,518	104.9
			5月	24	829	764	620	178	618	14	3,023	126.0
			6月	26	1,025	923	721	266	600	2	3,537	136.0
			7月	25	786	966	827	301	617	15	3,512	140.5
			8月	26	692	994	1,017	228	644	7	3,582	137.8
			9月	24	865	1,062	915	295	645	7	3,789	157.9
			10月	25	892	1,173	982	338	664	4	4,053	162.1
			11月	24	953	1,089	944	356	605	6	3,953	164.7
			12月	23	952	1,165	930	380	614	3	4,044	175.8
		H30	1月	23	892	1,090	797	372	591	16	3,758	163.4
			2月	23	884	1,262	904	378	627	23	4,078	177.3
			3月	26	961	1,437	919	487	706	22	4,532	174.3
		年度計		293	10,527	12,453	10,046	3,701	7,500	152	44,379	151.5
H30年度		H30	4月	24	935	1,346	979	499	679	16	4,454	185.6
			5月	24	1,075	1,324	1,071	545	661	10	4,686	195.3
		年度計		48	2,010	2,670	2,050	1,044	1,340	26	9,140	190.4
合計				409	14,027	15,135	12,096	4,745	10,128	232	56,363	137.8

(2) 月別利用者数の推移

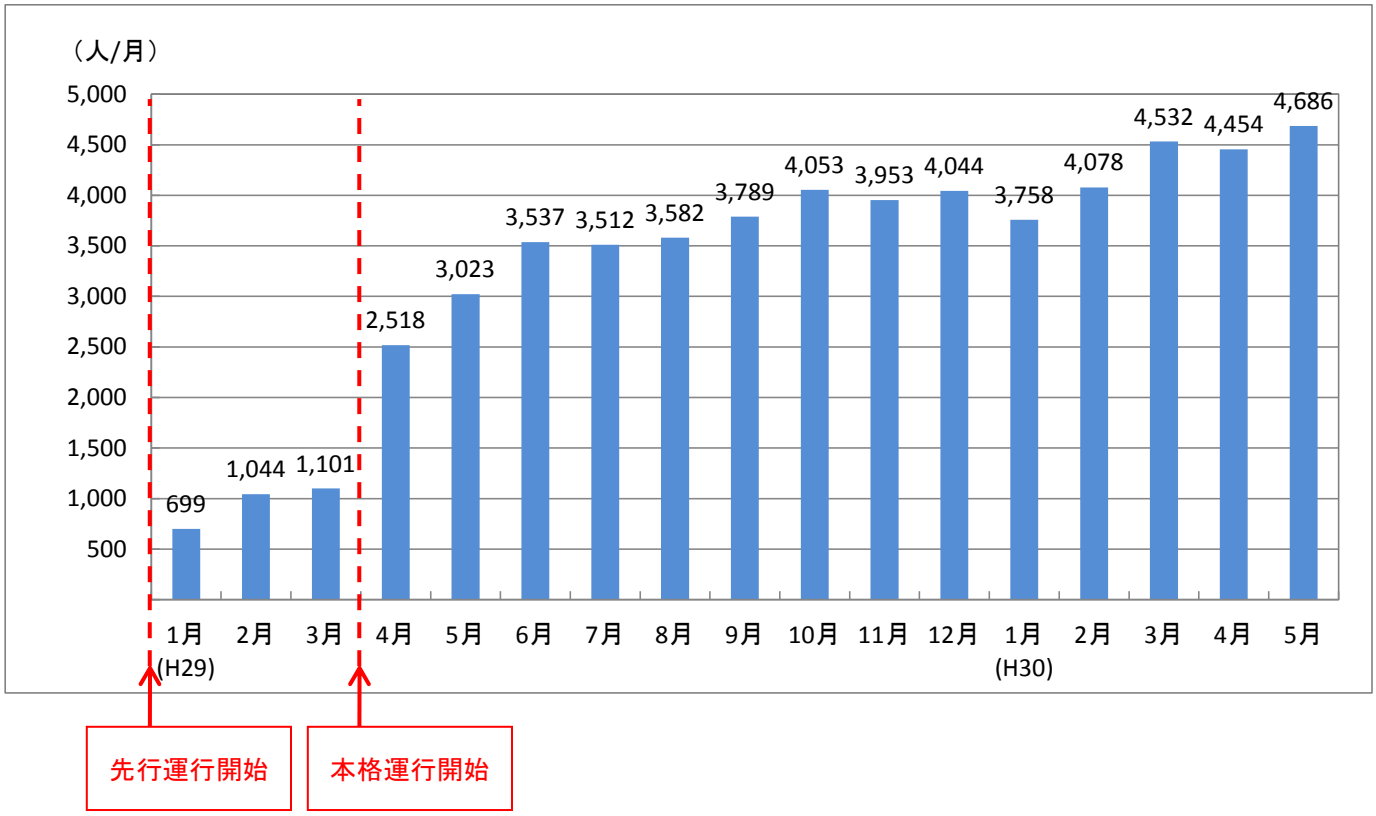

(3) 月別１日平均利用者数の推移

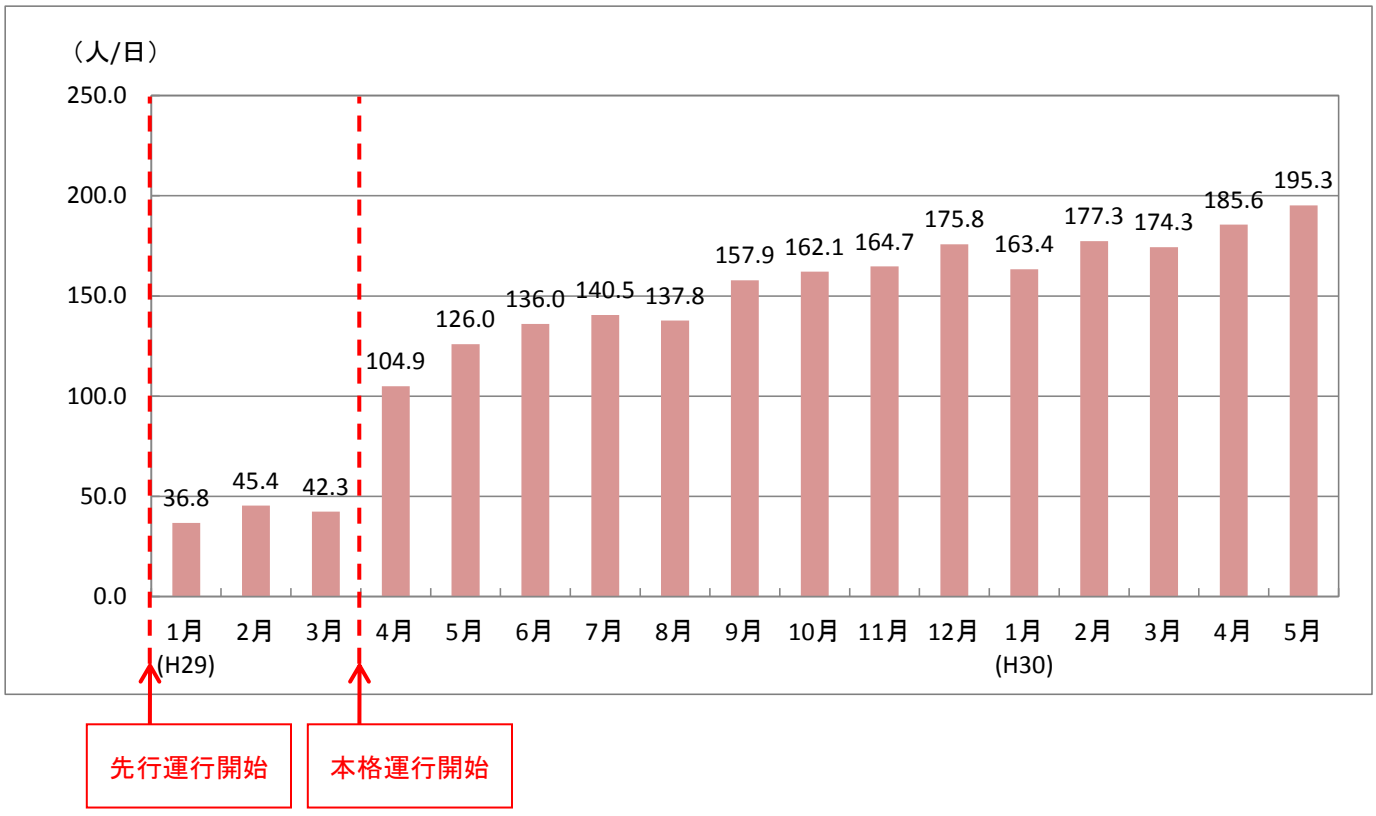

(4) 曜日別１日当たり利用者数

平成 29 年度

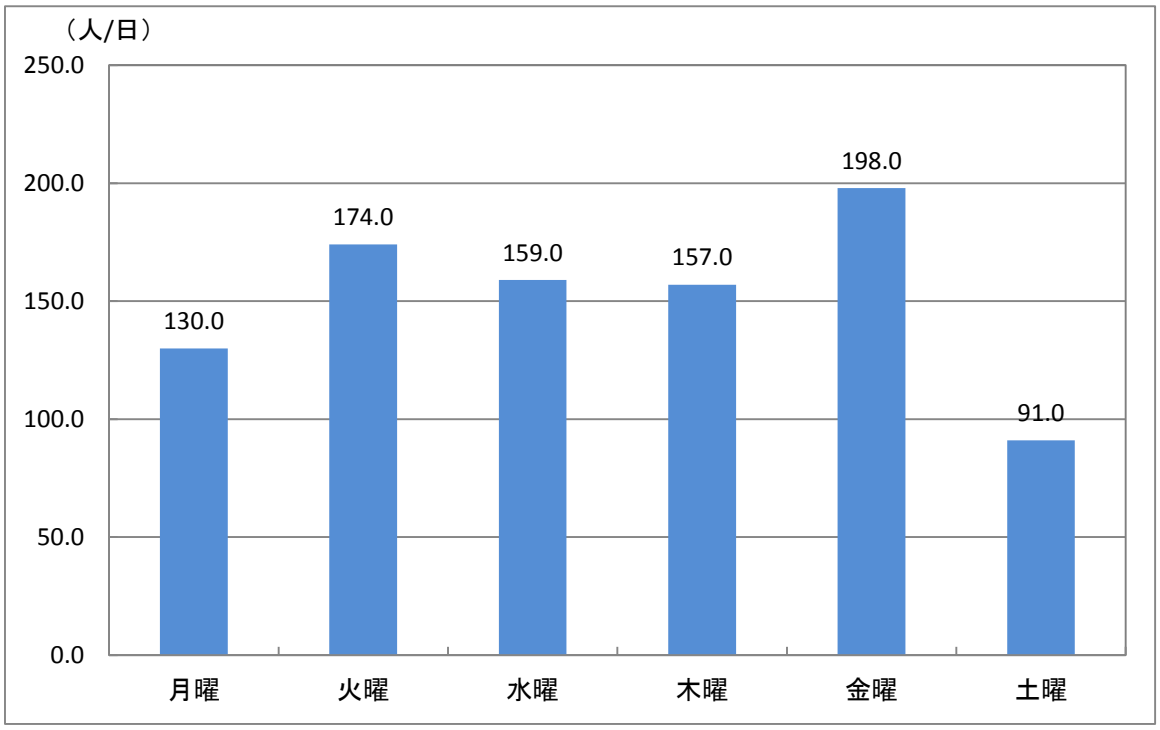

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

平成 30 年度

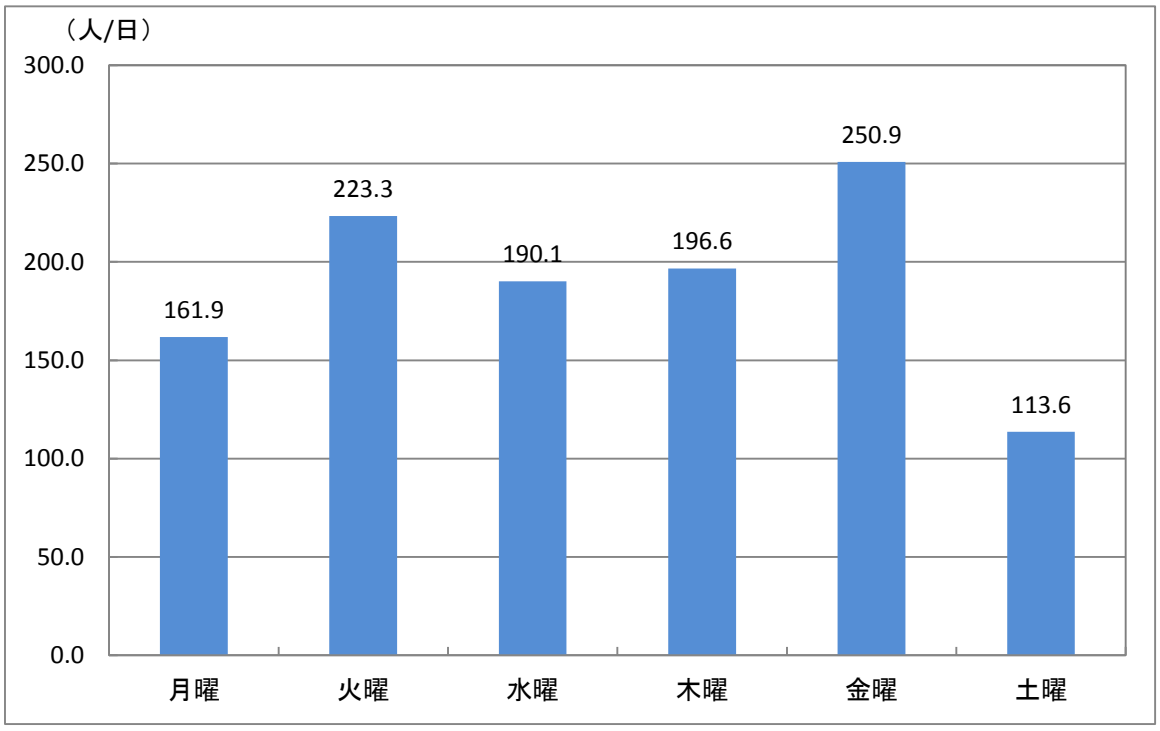

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間

(5) 目的地種別利用者数

平成 29 年度

単位:人

	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
順位	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	公共施設･学校園	2,753	医療･福祉施設	3,786	医療･福祉施設	2,927	医療･福祉施設	1,024	医療･福祉施設	1,923
②	医療･福祉施設	2,258	商業施設	1,275	交通結節点	1,126	公共施設･学校園	413	交通結節点	1,338
③	交通結節点	858	公共施設･学校園	739	商業施設	1,006	商業施設	303	商業施設	476
④	商業施設	563	交通結節点	685	公共施設･学校園	733	交通結節点	222	公共施設･学校園	398
⑤	金融機関	301	金融機関	256	金融機関	233	金融機関	147	金融機関	129
	合　計	6,733	合　計	6,741	合　計	6,025	合　計	2,109	合　計	4,264

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く
　目的地が「自宅」の利用を除く

平成 30 年度

単位:人

	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
順位	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	公共施設･学校園	475	医療･福祉施設	801	医療･福祉施設	650	医療･福祉施設	300	医療･福祉施設	374
②	医療･福祉施設	445	商業施設	274	商業施設	236	公共施設･学校園	115	交通結節点	170
③	交通結節点	151	交通結節点	167	公共施設･学校園	154	商業施設	89	商業施設	88
④	商業施設	135	公共施設･学校園	150	交通結節点	144	交通結節点	57	公共施設･学校園	83
⑤	金融機関	62	金融機関	66	金融機関	58	金融機関	42	金融機関	24
	合　計	1,268	合　計	1,458	合　計	1,242	合　計	603	合　計	739

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く
　目的地が「自宅」の利用を除く

(6) 目的施設別利用者数（上位 15 施設）

平成 29 年度

単位：人

	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
順位	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	1956	龍野中央病院	852	本竜野駅	592	竜野駅	178	市民病院バス停（路線）	1226
②	堀田医院	748	赤とんぼ広場・イオン竜野店	658	赤とんぼ広場・イオン竜野店	495	米花クリニック	130	たつの市民病院	1097
③	播磨新宮駅	619	とくなが病院	408	龍野中央病院	448	信原病院	126	マックスバリュ御津店	417
④	横田医院	296	本竜野駅	397	竜野駅	415	半田コミュニティセンター	115	藤末内科循環器科クリニック	228
⑤	ゴダイドラッグ新宮店	280	マックスバリュ龍野店	253	栗原病院	353	石原歯科医院	109	御津小学校	166
⑥	長谷歯科医院	177	田渕内科医院	236	とくなが病院	321	きしの内科医院	88	植田医院	130
⑦	プチマルシェ新宮店	163	信原病院	161	信原病院	262	赤とんぼ広場・イオン竜野店	77	山本歯科医院（御津）	126
⑧	JA兵庫西新宮支店	159	井上内科医院	159	福祉会館	140	播州信用金庫龍野支店	77	柴田歯科医院	85
⑨	八重垣病院	146	栗原病院	152	宝青院眼科医院	139	うえだハートクリニック	69	龍野中央病院	52
⑩	県立リハビリテーション西播磨病院	138	西はりまクリニック	152	マックスバリュ龍野西店	134	宝青院眼科医院	67	田村歯科医院	50
⑪	新宮総合支所・新宮保健センター	135	小河内科	150	水野クリニック	126	揖保川病院	46	御津保育所	48
⑫	井口歯科医院	126	誉田公民館	138	揖西公民館	113	栗原病院	43	兵庫信用金庫御津支店	46
⑬	新宮ふれあい福祉会館	120	宝青院眼科医院	131	中央公民館	111	揖保川総合支所・揖保川保健センター	43	きのしたペインクリニック	44
⑭	新宮公民館	114	いねいぶる	121	たつの市役所（本庁）	107	キリン堂たつの店	39	御津総合支所・御津公民館	42
⑮	清水内科医院	108	たつの市役所（本庁）	111	米花クリニック	101	マックスバリュ揖保川店	37	龍野体育館	36

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

単位：人

	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
順位	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	356	龍野中央病院	144	龍野中央病院	142	米花クリニック	48	たつの市民病院	224
②	堀田医院	129	とくなが病院	113	赤とんぼ広場・イオン竜野店	120	信原病院	43	市民病院バス停（路線）	156
③	播磨新宮駅	102	赤とんぼ広場・イオン竜野店	112	本竜野駅	72	いねいぶる	36	マックスバリュ御津店	82
④	プチマルシェ新宮店	58	本竜野駅	58	栗原病院	68	竜野駅	28	山本歯科医院（御津）	35
⑤	県立リハビリテーション西播磨病院	54	栗原病院	57	信原病院	62	揖保川病院	24	御津小学校	30
⑥	横田医院	51	マックスバリュ龍野店	57	竜野駅	57	播州信用金庫龍野支店	24	藤末内科循環器科クリニック	29
⑦	ゴダイドラッグ新宮店	48	田渕内科医院	55	マックスバリュ龍野西店	39	赤とんぼ広場・イオン竜野店	23	柴田歯科医院	21
⑧	JA兵庫西新宮支店	29	いねいぶる	44	とくなが病院	36	半田コミュニティセンター	22	田村歯科医院	20
⑨	龍野中央病院	27	信原病院	41	祇園診療所	34	きしの内科医院	18	植田医院	19
⑩	新宮公民館	25	井上内科医院	38	たつの市役所（本庁）	32	マックスバリュ揖保川店	16	龍野中央病院	14
⑪	道の駅しんぐう	24	竜野駅	35	宝青院眼科医院	30	揖保川公民館	16	御津図書館	14
⑫	長谷歯科医院	23	たつの市役所（本庁）	28	揖西公民館	22	中村医院	14	兵庫信用金庫御津支店	10
⑬	松本歯科医院	23	竜野駅バス停	27	雅歯科クリニック	22	龍野バス停	14	道の駅みつ	9
⑭	新宮ふれあい福祉会館	21	小河内科	26	中央公民館	20	アクアホール・揖保川図書館	14	きのしたペインクリニック	8
⑮	八重垣病院	18	イセダ屋 竜野店	25	米花クリニック	19	揖保川総合支所・保健センター	14	御津総合支所・御津公民館	7

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く

(7) 利用者の個人属性

① 性別

平成 29 年度

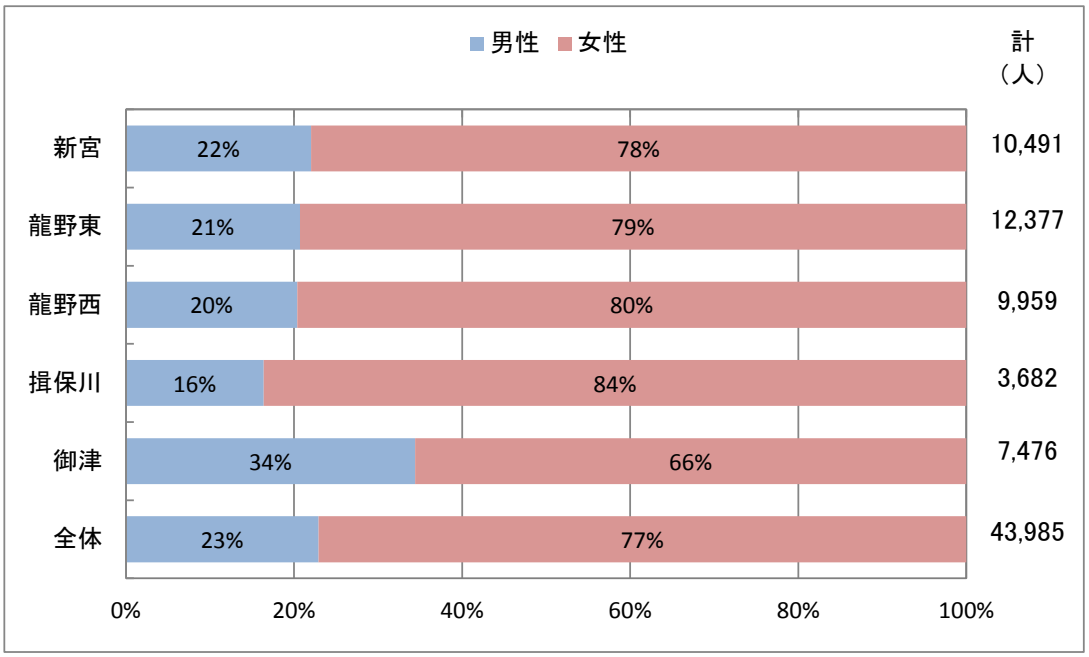

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

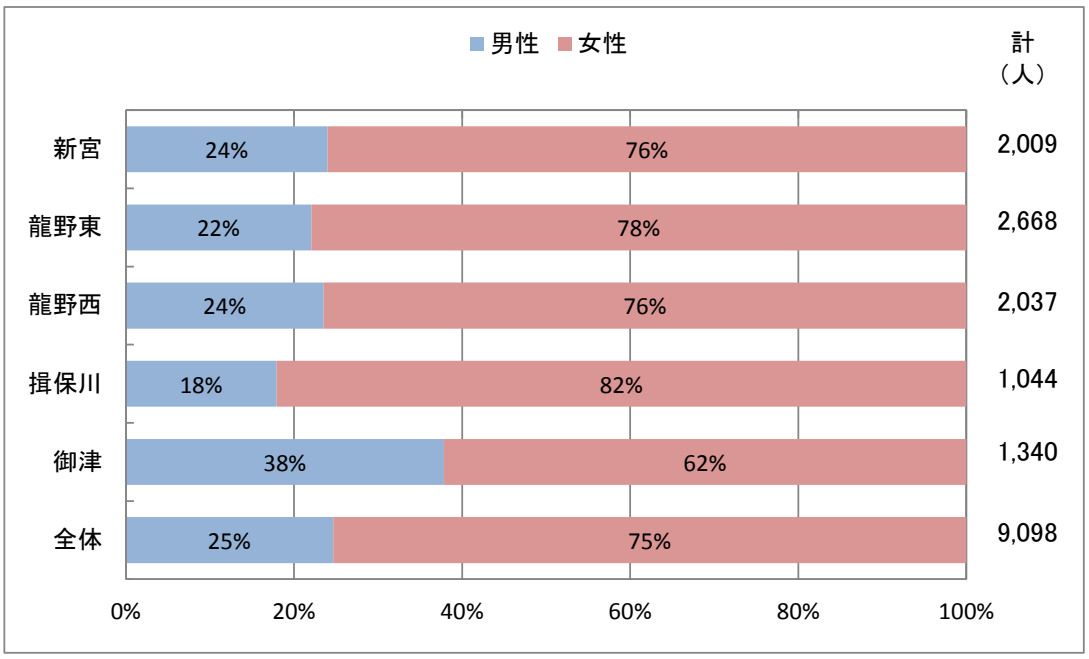

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く

② 年齢

平成 29 年度

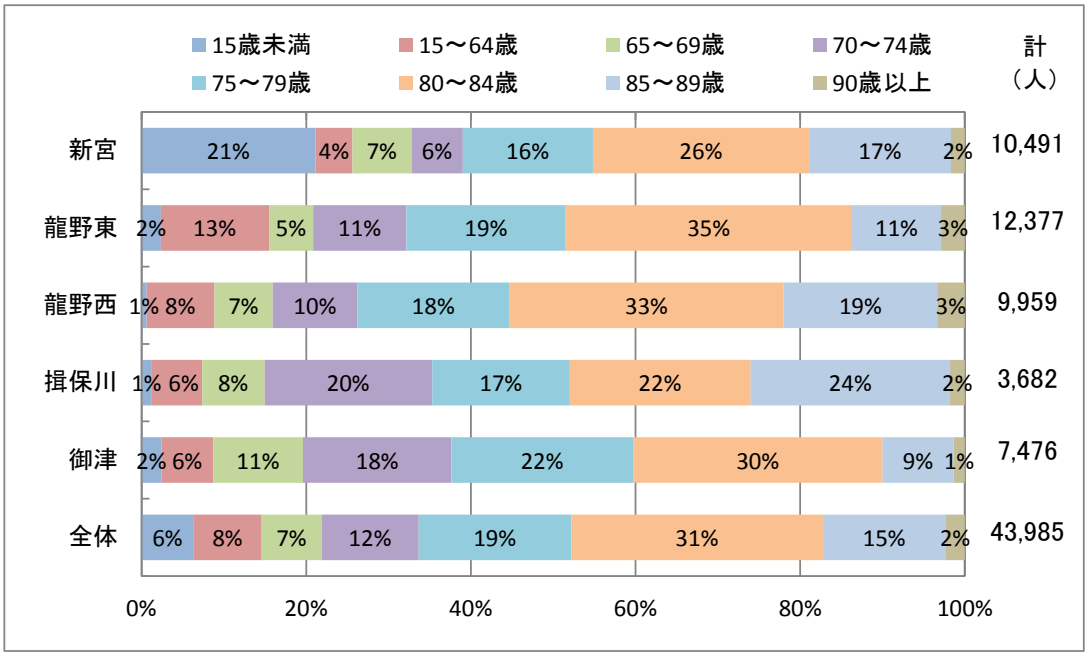

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

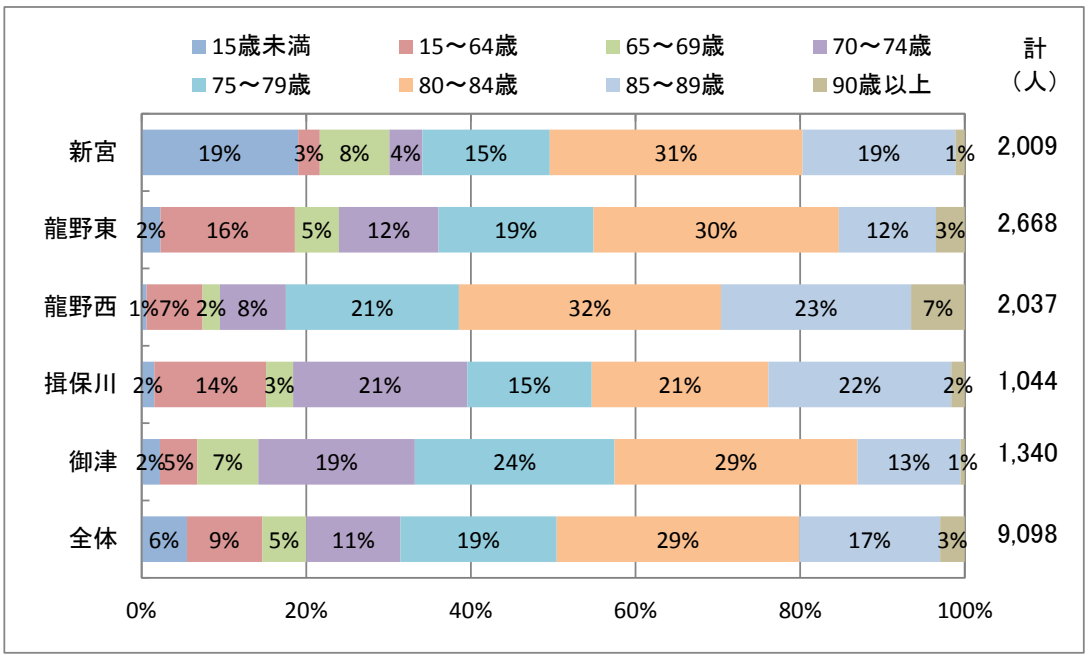

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く

(8) 時間帯別利用状況

① 午前・午後別

平成 29 年度

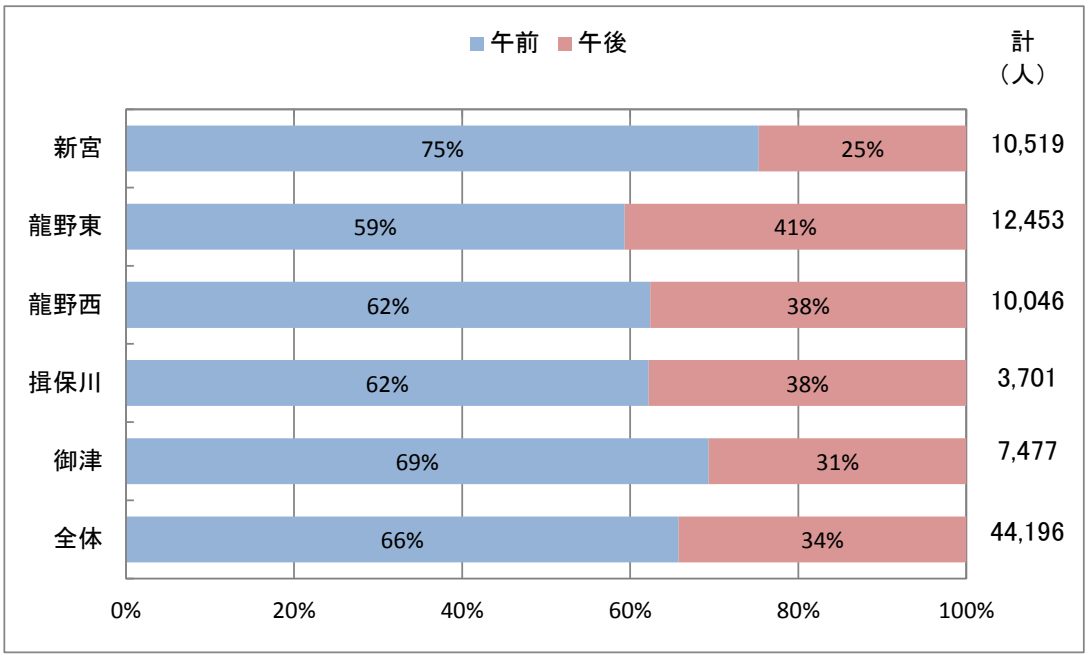

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

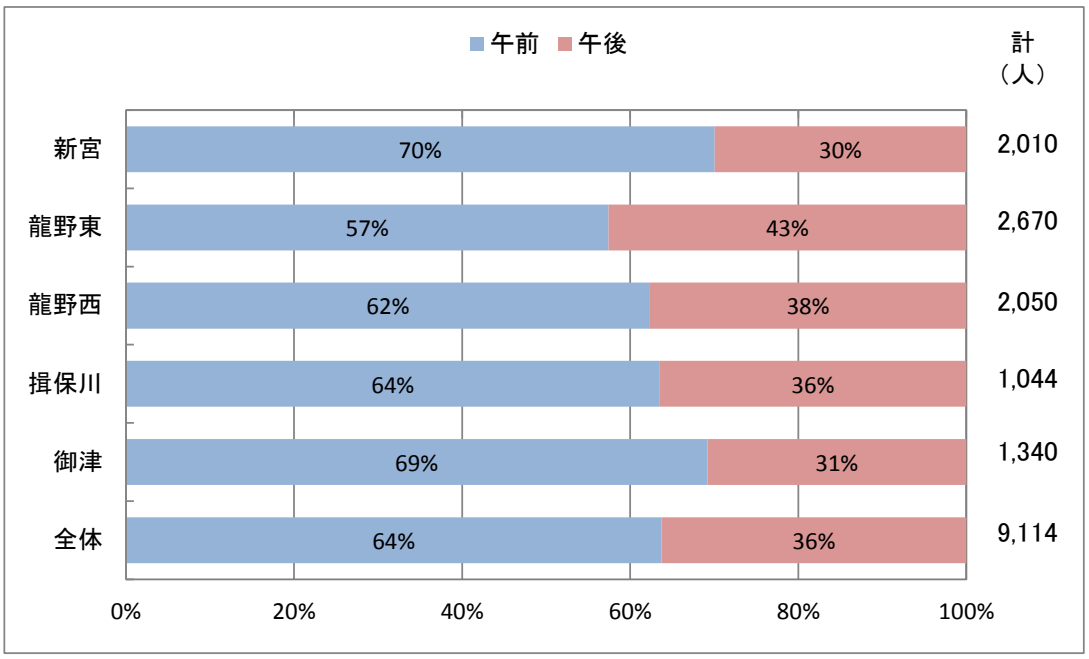

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く

② 時間帯別

平成 29 年度

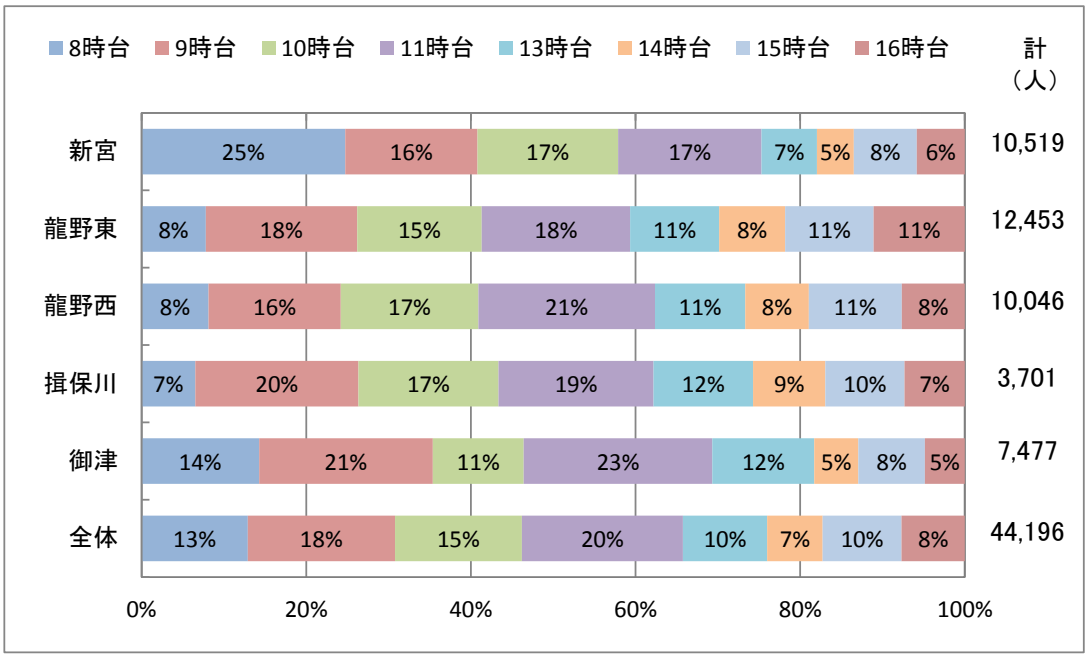

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

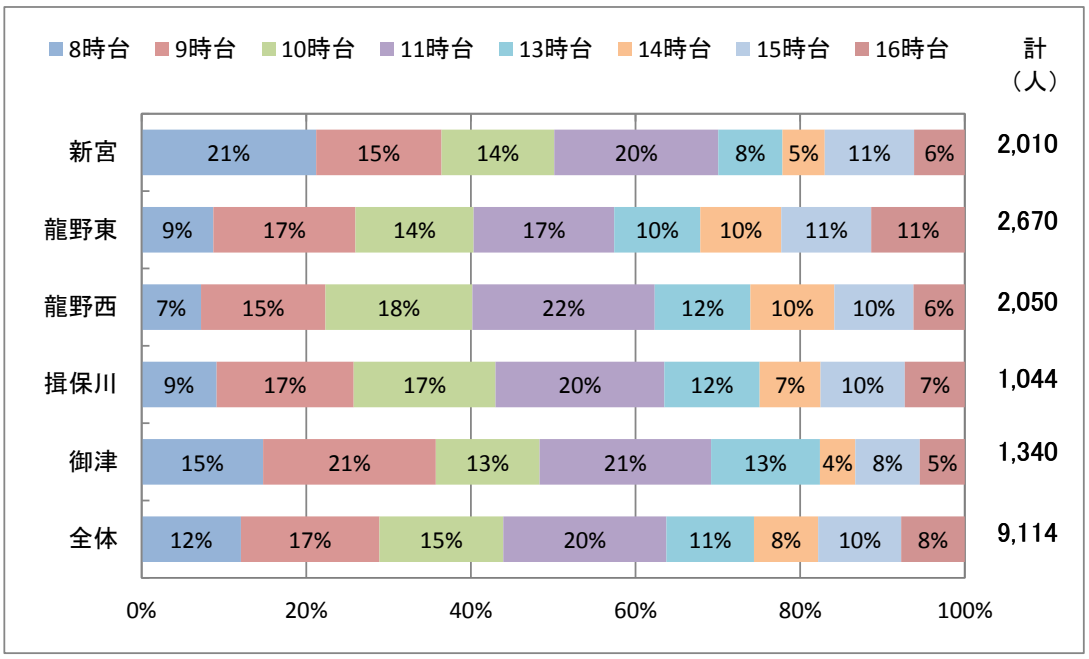

集計対象期間：平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を除く

(9) 券種別利用状況

平成 29 年度

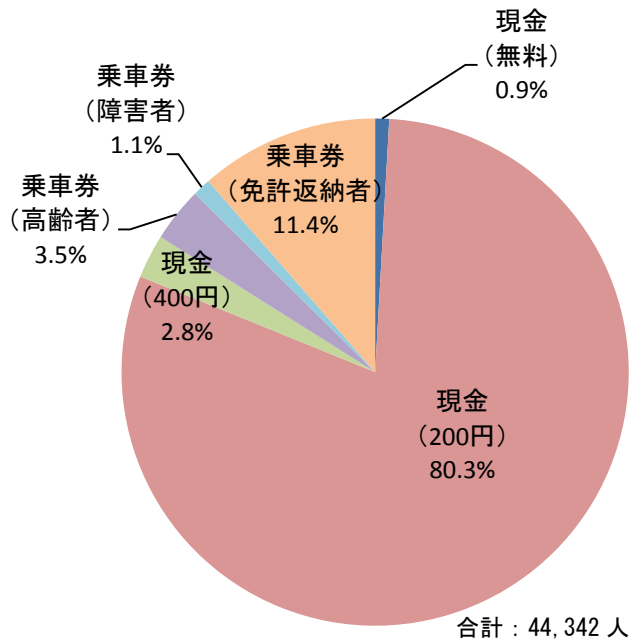

合計：44,342 人
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～
平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
※居住地が市外の利用を含む

平成 30 年度

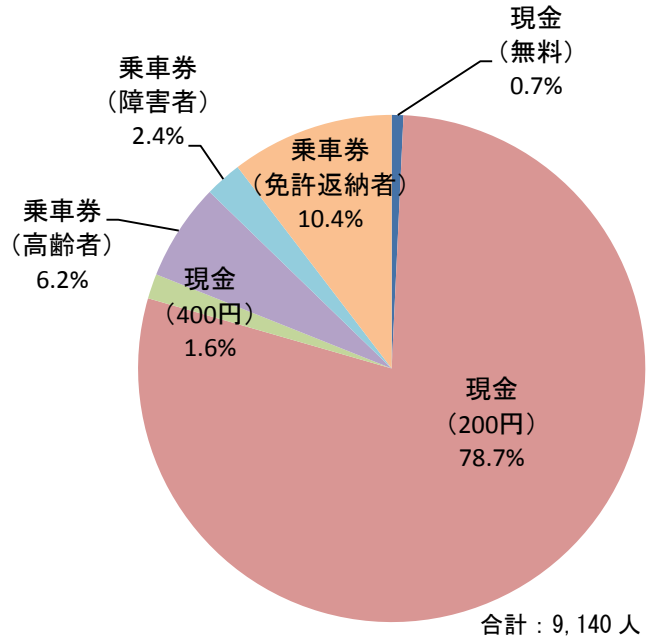

合計：9,140 人
集計対象期間：平成 29 年 4 月 2 日～
平成 30 年 5 月 31 日の 48 日間
※居住地が市外の利用を含む

(10) 居住地別利用者数（平成 29 年度）

① 新宮区域

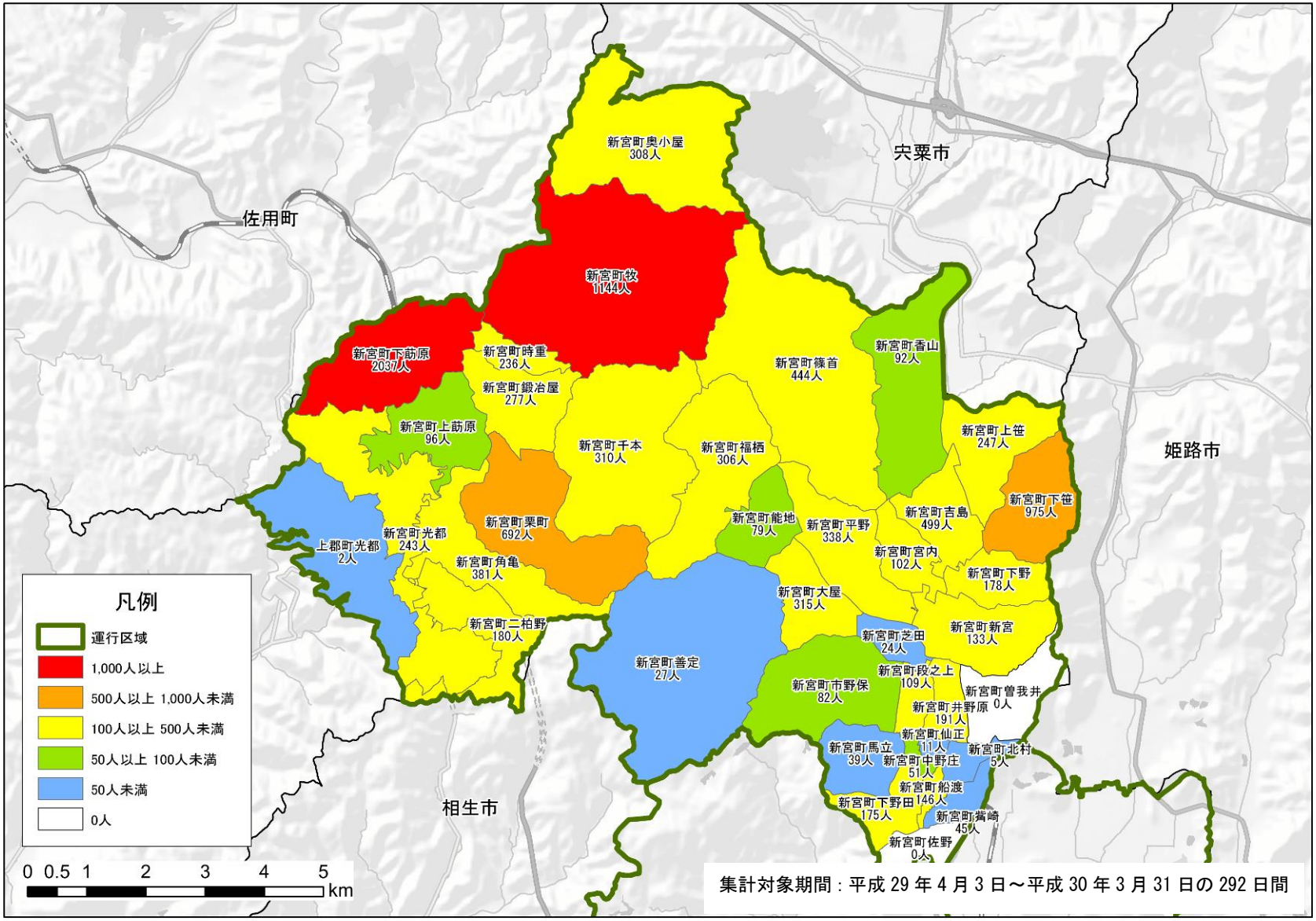

② 龍野東区域

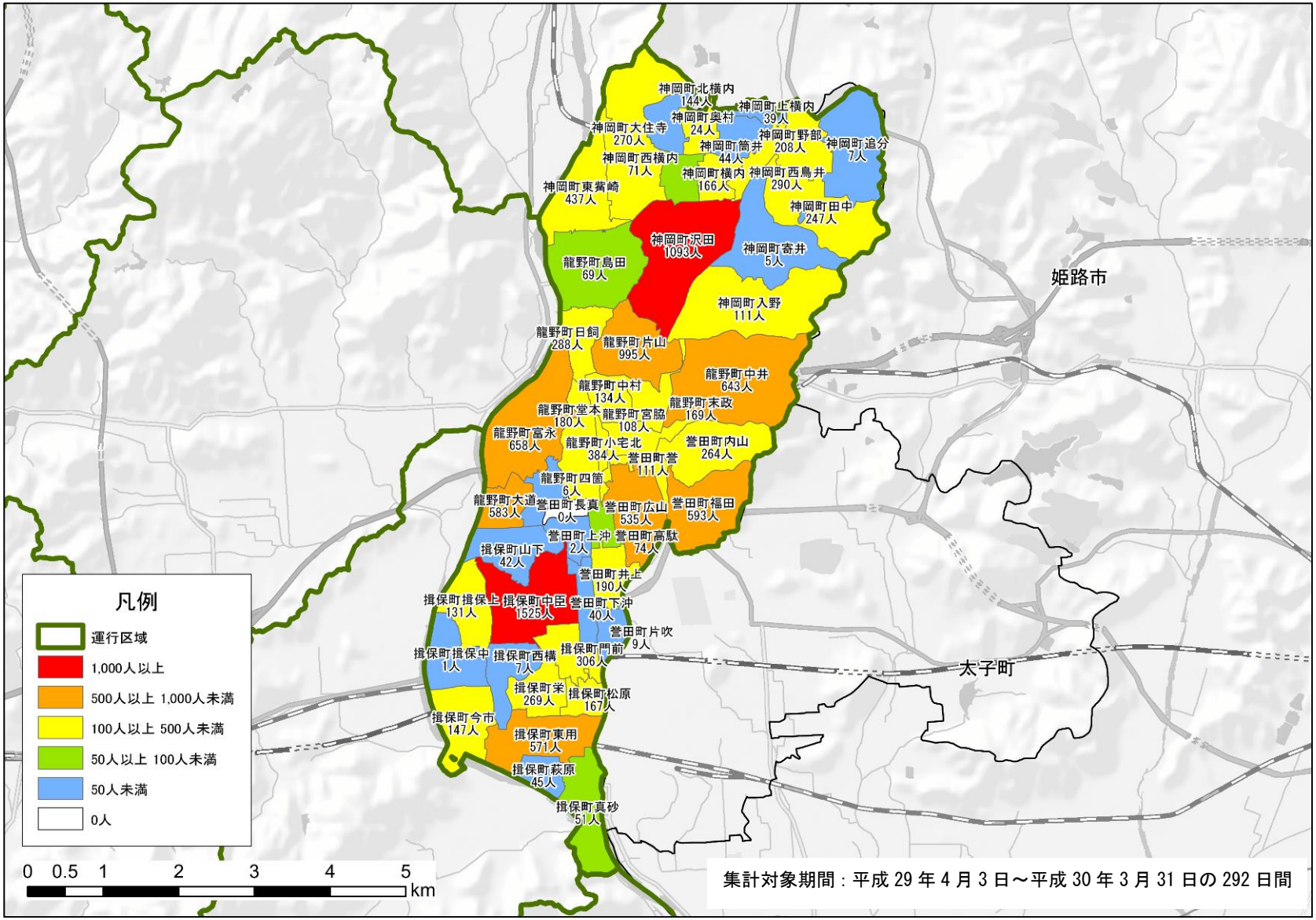
神岡町北横内
144人
神岡町止横内
39人
神岡町奥村
24人
神岡町大住寺
270人
神岡町野部
208人
神岡町追分
7人
神岡町簡井
44人
神岡町西横内
71人
神岡町横内
166人
神岡町西鳥井
290人
神岡町東菅崎
437人
神岡町田中
247人
神岡町沢田
1093人
神岡町寄井
5人
龍野町島田
69人
神岡町入野
111人
龍野町日飼
288人
龍野町片山
995人
龍野町中井
643人
龍野町中村
134人
龍野町末政
169人
龍野町堂本
180人
龍野町宮脇
108人
龍野町富永
658人
龍野町小宅北
384人
誉田町内山
264人
誉田町誉
111人
龍野町四箇
6人
龍野町大道
583人
誉田町長真
0人
誉田町広山
535人
誉田町福田
593人
誉田町上沖
2人
誉田町高駄
74人
揖保町山下
42人
誉田町井上
190人
揖保町揖保上
131人
揖保町中臣
1525人
誉田町下沖
40人
誉田町片吹
9人
揖保町揖保中
1人
揖保町西構
7人
揖保町門前
306人
揖保町栄
269人
揖保町松原
167人
揖保町今市
147人
揖保町東用
571人
揖保町萩原
45人
揖保町真砂
51人
姫路市
太子町
凡例
運行区域
1,000人以上
500人以上 1,000人未満
100人以上 500人未満
50人以上 100人未満
50人未満
0人
0 0.5 1 2 3 4 5
km
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

③ 龍野西区域

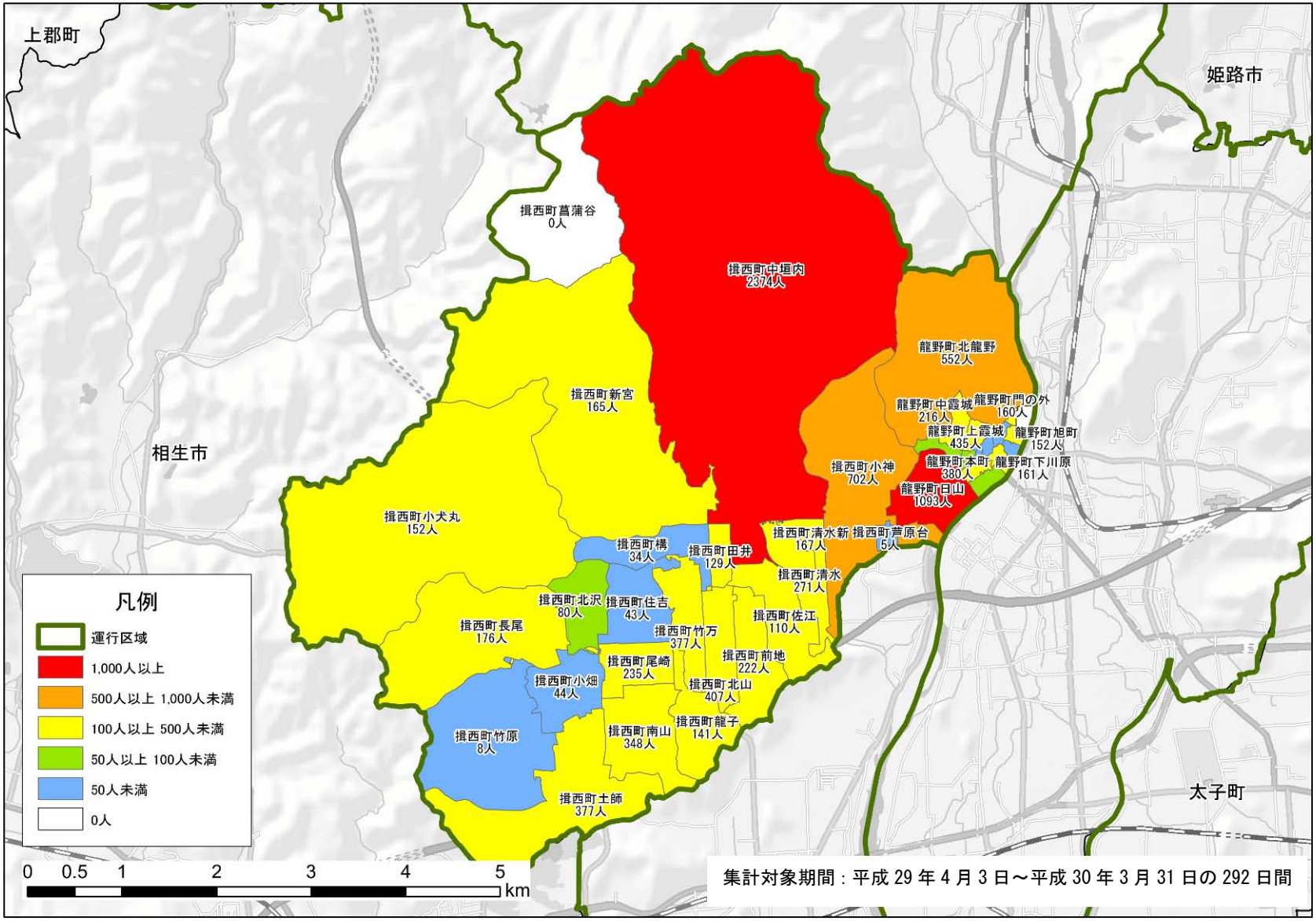
上郡町
姫路市
相生市
太子町
揖西町菖蒲谷
0人
揖西町中垣内
2374人
揖西町新宮
165人
揖西町小犬丸
152人
揖西町構
34人
揖西町田井
129人
揖西町清水新
167人
揖西町芦原台
5人
揖西町清水
271人
揖西町北沢
80人
揖西町住吉
43人
揖西町長尾
176人
揖西町竹万
377人
揖西町佐江
110人
揖西町尾崎
235人
揖西町前地
222人
揖西町小畑
44人
揖西町北山
407人
揖西町竹原
8人
揖西町南山
348人
揖西町龍子
141人
揖西町土師
377人
龍野町北龍野
552人
龍野町中霞城
216人
龍野町門の外
160人
龍野町上霞城
435人
龍野町旭町
152人
揖西町小神
702人
龍野町本町
380人
龍野町下川原
161人
龍野町日山
1093人
凡例
運行区域
1,000人以上
500人以上 1,000人未満
100人以上 500人未満
50人以上 100人未満
50人未満
0人
0 0.5 1 2 3 4 5
km
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

④ 揖保川区域

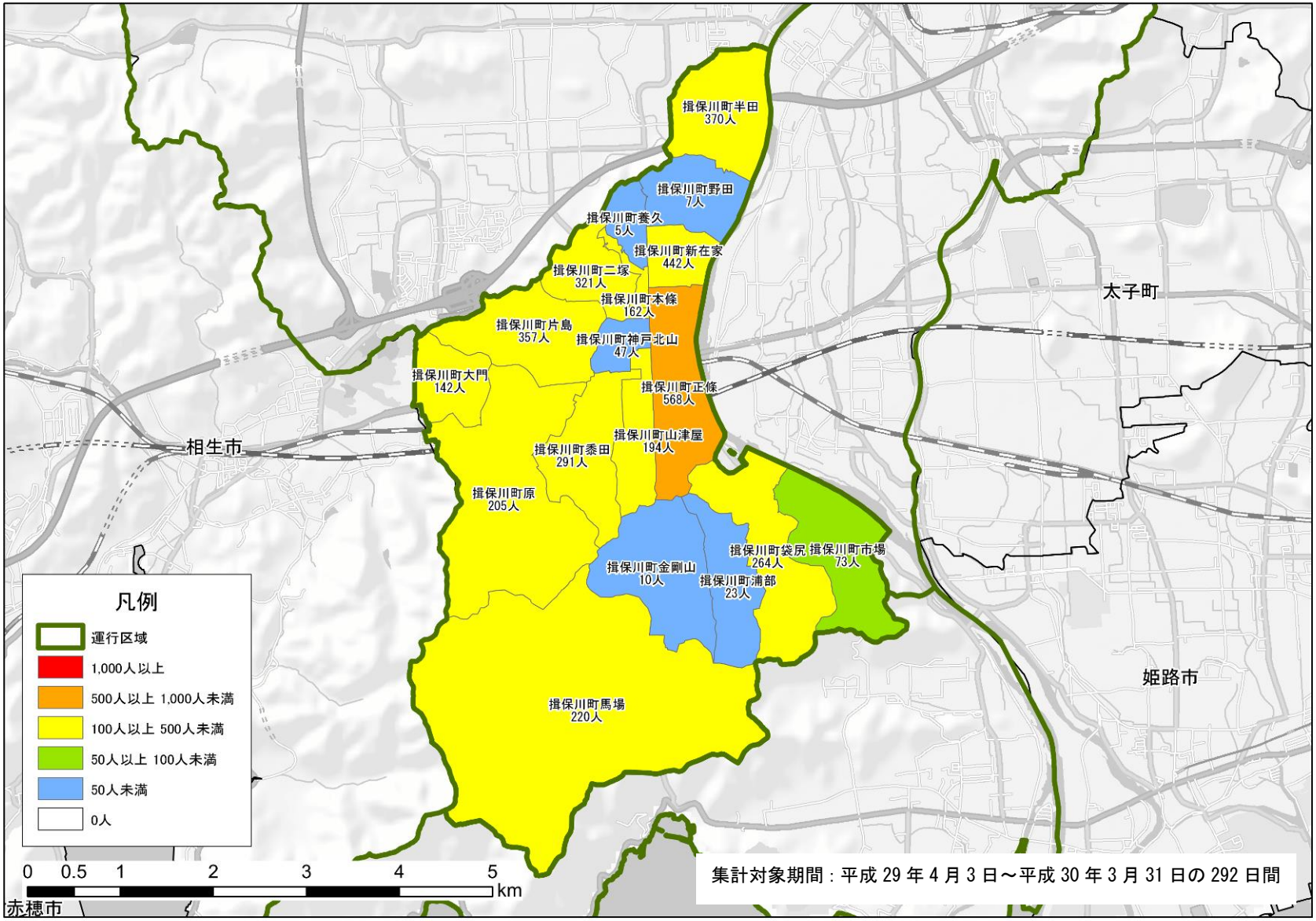
揖保川町半田
370人
揖保川町野田
7人
揖保川町養久
5人
揖保川町新在家
442人
揖保川町二塚
321人
揖保川町本條
162人
揖保川町片島
357人
揖保川町神戸北山
47人
揖保川町大門
142人
揖保川町正條
568人
揖保川町山津屋
194人
揖保川町黍田
291人
揖保川町原
205人
揖保川町袋尻
264人
揖保川町市場
73人
揖保川町金剛山
10人
揖保川町浦部
23人
揖保川町馬場
220人
太子町
相生市
姫路市
赤穂市
凡例
運行区域
1,000人以上
500人以上 1,000人未満
100人以上 500人未満
50人以上 100人未満
50人未満
0人
0 0.5 1 2 3 4 5
km
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

⑤ 御津区域

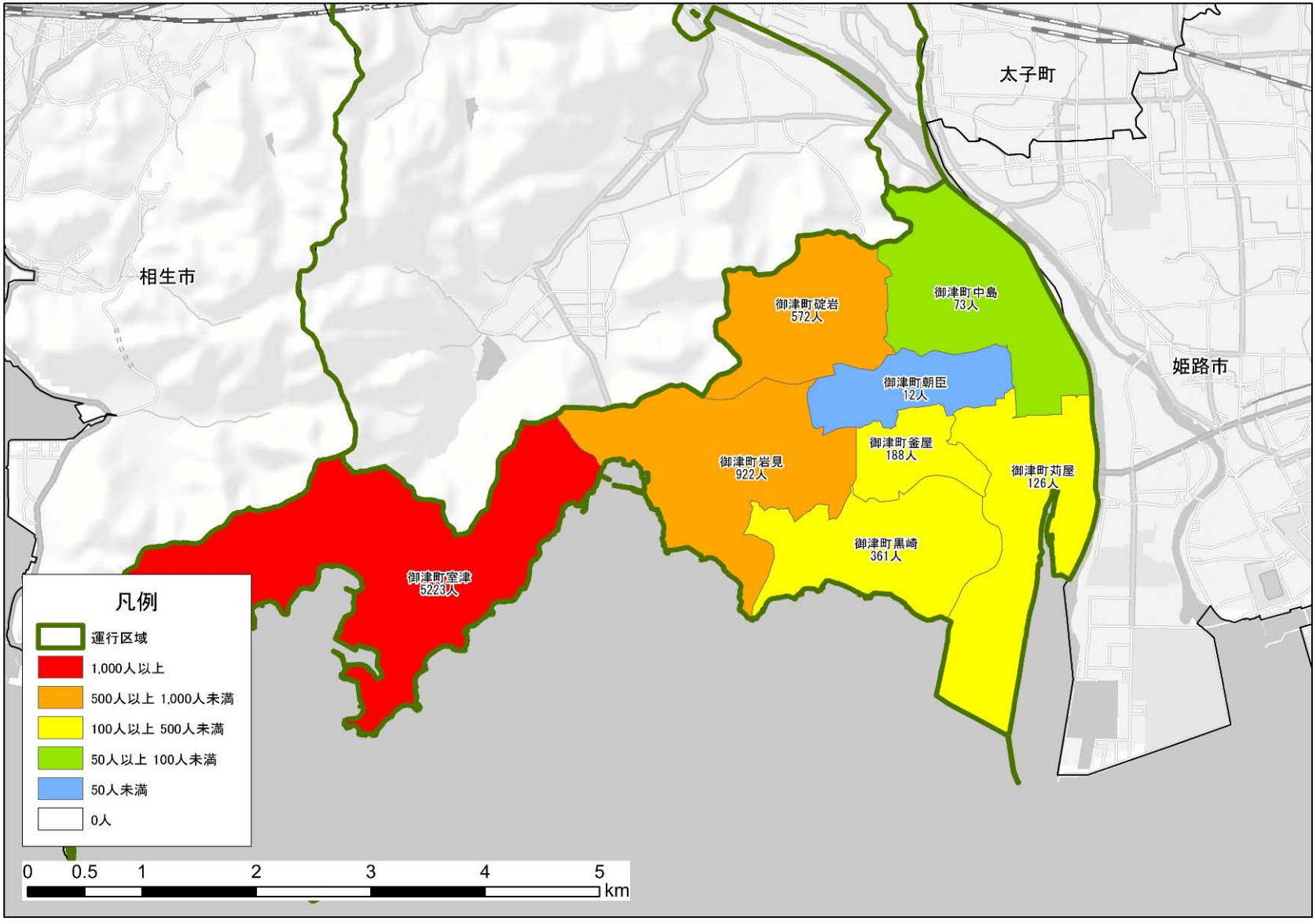
太子町
相生市
姫路市
御津町中島
73人
御津町碇岩
572人
御津町朝臣
12人
御津町釜屋
188人
御津町岩見
922人
御津町苅屋
126人
御津町黒崎
361人
御津町室津
5223人
凡例
運行区域
1,000人以上
500人以上 1,000人未満
100人以上 500人未満
50人以上 100人未満
50人未満
0人
0 0.5 1 2 3 4 5
km

協議事項４

市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について

市民乗り合いタクシーの予約期限については、現在、運行時間の2時間前としていますが、本格運行を約1年間実施した中で、市民から予約期限短縮の要望が多数あったため（P32～P33参照）、1時間30分前に変更するものです。

予約期限の変更は平成30年8月1日（水）から行います。

予約期限（現行）		予約期限（変更後）
2時間前	➡	1時間30分前

変更に伴い、運行時間・予約期限は下記のとおりとなります。

	行き（車両出発時間）（ご自宅・指定場所⇒目的地）	予約期限	帰り（車両出発時間）（目的地⇒ご自宅・指定場所）（目的地⇒目的地）	予約期限
1便目	8:00	前日	8:30	前日
2便目	9:00		9:30	
3便目	10:00		10:30	当日9:00
4便目	11:00	当日9:30	11:30	当日10:00
	12:00～13:00　運休			
5便目	13:00	当日11:30	13:30	当日12:00
6便目	14:00	当日12:30	14:30	当日13:00
7便目	15:00	当日13:30	15:30	当日14:00
8便目	16:00	当日14:30	16:30	当日15:00

※1　利用日の1週間前から利用希望便の1時間30前までに予約をお願いします。（ただし、8:00出発便～10:00出発便は前日まで、月曜日の8:00出発便～10:00出発便は前週の金曜日まで、土曜日の全ての便は前日までに予約をお願いします。）

※2　医療施設（病院・歯科医院・接骨院・鍼灸治療院）からの帰りの便に限り、診察終了時間に合わせて、次に出発する便に乗車できるように予約時間を変更することができます。（ただし、席が空いている場合に限ります。）

協議事項４（参考資料）

市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査結果について（抜粋）

調査概要

平成 29 年 4 月からたつの市全域で運行している市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の利用実態や利用意向を把握するため、利用者に対するヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の概要は、以下に示すとおりです。

＜ 市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査の概要 ＞

調査目的	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者の利用実態や利用意向を把握し、更なる運行改善を図る
調査日	平日：平成 29 年 9 月 6 日（水）、9 月 7 日（木） 休日：平成 29 年 9 月 9 日（土）、9 月 16 日（土）
調査対象者	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者
調査方法	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者に対し、車両内でヒアリング調査を実施

「あかねちゃん」の満足度について

① 「あかねちゃん」に対する満足度

- 「あかねちゃん」に対する満足度は、全体的には「満足」「やや満足」の割合が合わせて 89%となっています
- 「予約方法」は他の項目と比べて満足度が低く、「不満」「やや不満」の割合が合わせて 28%となっています。

＜ 「あかねちゃん」に対する満足度（たつの市全体） ＞

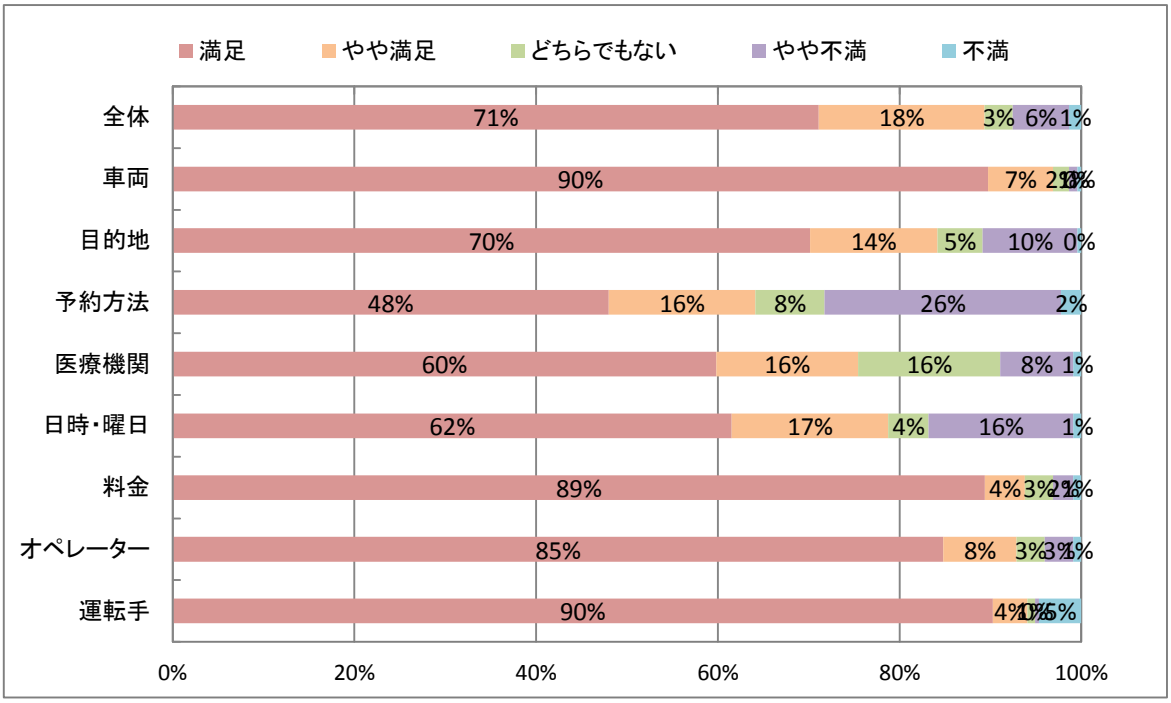

② 改善点[各満足度で「不満」「やや不満」と回答した方のみ]

・「あかねちゃん」の運行内容に対する改善点については、「予約期限の改善」に関する意見が最も多く、次いで「医療機関帰りの予約の改善」、「目的地の追加」の順となっています。

＜ 改善点 ＞

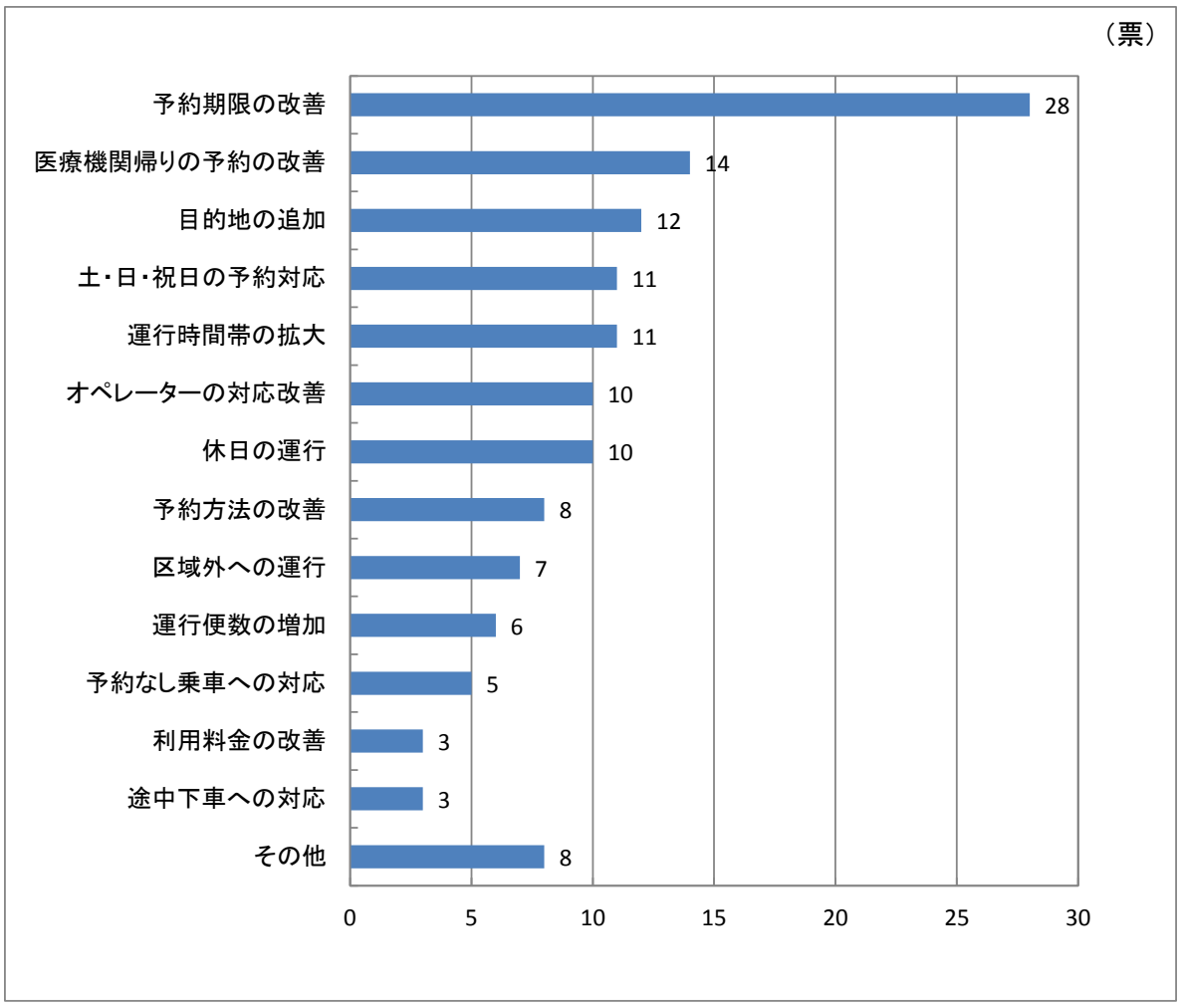

協議事項５

たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について

１　地域公共交通網形成計画に基づく平成 29 年度の事業実施状況

平成 29 年 3 月に策定された『たつの市地域公共交通網形成計画』（以下、網形成計画とする）に基づく、平成 29 年度の事業の実施状況は、以下のとおりです。

＜ 網形成計画に基づく平成 29 年度の事業実施状況 ＞

施策の方向性		実施内容	実施状況
1-1	公共交通ネットワークの構築	コミュニティバスの運行改善（バス停の追加、ダイヤ改正等）	実施済
		市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の本格運行（市内全域運行）開始	実施済
		播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行	実施済
1-2	各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	JR竜野駅周辺整備事業の推進に向けた検討	検討中
		御津総合支所の建て替えに伴うバス・市民乗り合いタクシー乗り継ぎ拠点の整備検討	検討中
2-1	多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	パーク＆ライド及びサイクル＆ライド利用による駐車・駐輪料金の助成	実施済
		コミュニティバスへのICカードの導入	実施済
		バス待合環境の改善	該当箇所なし
2-2	積極的な公共交通情報の発信	総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布	実施済
		「広報たつの」及び市ホームページにおける公共交通情報の発信	実施中
3-1	公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント（MM）の実施	実施中
		エコ通勤・ノーマイカーデー等の推進	実施中
		JR姫新線・コミュニティバス等における作品展示	実施済
		参加型イベントの実施 （市民乗り合いタクシー体験乗車、JR姫新線車内イベント等）	実施済
3-2	福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	「高齢者タクシー事業」及び「障害者福祉タクシー利用料補助事業」の実施	実施中
		「高齢者運転免許証自主返納促進事業」の実施	実施中
		交通拠点周辺におけるバリアフリー化の推進	該当箇所なし
		市内のイベント開催時におけるシャトルバスの運行	実施中
		電動自転車レンタル事業「たつのめぐリン♫」の実施	実施中

２　計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標

網形成計画の基本理念『みんなでお出かけできる元気なまち「たつの」』と、これに基づいて定めた「ネットワークをつくる」「連携してまもる」「地域と一体となって育てる」の３つの計画目標の達成状況を定量的に把握するため、「公共交通利用者数の増加」と「公共交通の便利さの満足度の向上」の２つの数値目標を掲げています。

また、上記の計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

＜ 計画全体の評価指標及び数値目標 ＞

評価指標	現状値 （平成 27 年度）	目標値 （平成 33 年度）
公共交通利用者数	7,164 人/日	7,400 人/日
公共交通の便利さの満足度	16.9%	20.0%

＜ 施策の方向性別の評価指標及び数値目標 ＞

計画目標	施策の方向性		評価指標名	現状値 （平成 27 年度）	目標値 （平成 33 年度）
1. ネットワークをつくる	1-1	公共交通ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数	80,303 人/年 ※コミュニティバスのみの利用者数	110,000 人/年
	1-2	各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809 人/日	5,980 人/日
2. 連携してまもる	2-1	多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	83 人/年	100 人/年
			コミュニティバスにおけるICカード利用者数	0 人/年	3,500 人/年
	2-2	積極的な公共交通情報の発信	たつの市ホームページ交通関連ページ閲覧人数	22,558 人/年	31,000 人/年
3. 地域と一体となって育てる	3-1	公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント（MM）参加人数	400 人/年	1,150 人/年
	3-2	福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,355 件/年	1,600 件/年
			障害者福祉タクシー利用料助成件数	204 件/年	250 件/年
			運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	157 件/年	340 件/年

3　計画の数値目標及び施策の方向性別評価指標の達成状況の評価・検証

「2. 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標」で示した各数値目標について、網形成計画策定後の年度別実績値と、昨年度（平成 29 年度）における目標達成率を整理し、網形成計画の達成状況を把握します。

(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証

計画全体の目標としては「公共交通利用者数」と「公共交通の便利さの満足度」を定めていますが、このうち「公共交通の便利さの満足度」については、平成 33 年度に実施予定の市民全体を対象としたアンケート調査で把握することとしているため、ここでは「公共交通利用者数」の達成状況を把握することとします。

各公共交通の利用実績及び目標達成率は以下に示すとおりであり、公共交通全体の目標達成率はほぼ 100%となっています。

このうちコミュニティバスは、目標値に対する達成率が 146%と目標を大きく上回っています。この要因として、平成 29 年 4 月における南北連結ルートの増便（13 便/日から 19 便/日への増便）や、平成 29 年 10 月におけるＩＣカードによる運賃支払いシステムの導入により、通勤・通学時の利便性が向上したことが挙げられます。

一方で、市民乗り合いタクシーは目標値に対する達成率が 63%となっています。この要因として、昨年度が運行初年度であり、運行開始当初は利用に関する周知が十分でなかったことに加えて、現状の予約期限や予約方法に対して抵抗を感じる方がいることや、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域があることが挙げられます。

＜ 計画全体の数値目標（公共交通利用者数）の達成状況 ＞

公共交通機関		平成27年度 現状値 （計画に記載）	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成33年度 目標値 （計画に記載）	平成29年度 目標達成率
JR姫新線		3,640人/日	3,690人/日	3,752人/日	3,750人/日	100.1%
JR山陽本線		2,169人/日	2,177人/日	2,172人/日	2,230人/日	97.4%
路線バス		1,082人/日	1,131人/日	1,100人/日	1,040人/日	105.8%
コミュニティバス	南北連結ルート	140人/日	156人/日	205人/日	140人/日	146.4%
	その他ルート	133人/日	109人/日	—	—	—
播磨科学公園都市圏域 定住自立圏 圏域バス		—	3人/日	4人/日	—	—
市民乗り合いタクシー		—	42人/日	151人/日	240人/日	62.9%
合　計		7,164人/日	7,308人/日	7,384人/日	7,400人/日	99.8%

(2) 施策の方向性別の数値目標の達成状況の評価・検証

① 計画目標１「ネットワークをつくる」における達成状況

計画目標１「ネットワークをつくる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、このうち「コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数」の目標達成率は 95%となっています。

ただし、「(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証」で示したとおり、市民乗り合いタクシーの目標達成率は 63%に留まっていることから、市民乗り合いタクシーの利用者増によって目標の達成が可能であると考えられます。

＜ 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標１「ネットワークをつくる」）＞

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 （計画に記載）	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成33年度 目標値 （計画に記載）	平成29年度 実績値 目標達成率
1-1 公共交通 ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合い タクシー利用者数	80,303人/年 ※コミバスのみ	80,555人/年	104,411人/年	110,000人/年	94.9%
1-2 各公共交通を結節する 交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,867人/日	5,924人/日	5,980人/日	99.1%

② 計画目標２「連携してまもる」における達成状況

計画目標２「連携してまもる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、いずれの評価指標も、平成 33 年度の目標値を達成しています。

このうち「ＪＲ姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数」の目標達成率が 163%と大きく上回っており、その要因としては、助成対象者に「播磨科学公園都市圏域定住自立圏内（たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町）に在住の方」を追加したことによる、助成申請者の増加が挙げられます。

＜ 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標２「連携してまもる」）＞

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 （計画に記載）	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成33年度 目標値 （計画に記載）	平成29年度 実績値 目標達成率
2-1 多様な主体や 交通手段の連携による 公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・ 通学者への駐車・駐輪料金 の助成人数	83人/年	87人/年	163人/年	100人/年	163.0%
	コミュニティバスにおける ICカード利用者数	0人/年	0人/年	4,022人/年	3,500人/年	114.9%
2-2 積極的な公共交通 情報の発信	たつの市ホームページ 交通関連ページ閲覧人数	22,558人/年	30,745人/年	34,505人/年	31,000人/年	111.3%

※ＩＣカード利用者数のみ、平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月の実績値を集計

③ 計画目標３「地域と一体となって育てる」における達成状況

計画目標３「地域と一体となって育てる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりです。

このうち、「障害者福祉タクシー利用料助成件数」は、目標達成率が 78%とやや低いため、障害者の方が積極的に参加できるイベントの企画等によって、助成件数の増加を図る必要があります。

また、「運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数」の目標達成率も 79%とやや低くなっていますが、申請件数は平成 28 年度以降増加を続けているため、運転免許証自主返納に関する情報の周知を進めることにより、申請件数の更なる増加を図ることとします。

＜ 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標３「地域と一体となって育てる」）＞

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 （計画に記載）	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成33年度 目標値 （計画に記載）	平成29年度 実績値 目標達成率
3-1 公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント（MM）参加人数	400人/年	346人/年	1,325人/年	1,150人/年	115.2%
3-2 福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,355件/年	1,406件/年	1,441件/年	1,600件/年	90.1%
	障害者福祉タクシー利用料助成件数	204件/年	204件/年	195件/年	250件/年	78.0%
	運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	157件/年	163件/年	268件/年	340件/年	78.8%

協議事項６

たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について

①　公共交通利用実態調査の実施について

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査するとともに、公共交通に対するニーズなどを調査することにより、たつの市地域公共交通網形成計画の評価指標である「公共交通の便利さの満足度」を把握し、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とします。

＜ 公共交通利用実態調査　実施概要（案）＞

	コミュニティバス利用者 アンケート調査	市民乗り合いタクシー利用者 ヒアリング調査
調査目的	利用者数データや予約状況データ（市民乗り合いタクシーのみ）では把握できない、利用者の満足度や利用意向等を調査し、今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とする。	
調査日 （予定）	平　日（1 日間）：平成 30 年 9 月 5 日（水） 土曜日（1 日間）：平成 30 年 9 月 8 日（土）	
調査対象	コミュニティバス運行路線 （全 1 路線）	市民乗り合いタクシー 運行区域（全 5 区域）
調査方法	コミュニティバス利用者へのアンケート調査票の配布 （調査員が車内で配布、後日郵送で回収）	市民乗り合いタクシー利用者へのヒアリング （調査員が車内でヒアリング）
調査項目	・調査当日の利用状況 ・昨年度と比べた利用状況の変化 ・コミュニティバス及び公共交通全体に対する満足度 ・コミュニティバスに対する意見・要望	・調査当日の利用状況 ・昨年度と比べた利用状況の変化 ・市民乗り合いタクシー及び公共交通全体に対する満足度 ・市民乗り合いタクシーに対する意見・要望

② モビリティ・マネジメント（MM）の実施について

たつの市地域公共交通網形成計画における計画目標３「地域と一体となって育てる」を達成するための事業として、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区にお住まいの方と、市内の中学生を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施します。

【モビリティ・マネジメント（MM）とは】

交通渋滞や環境等の問題に配慮して、過度なマイカー利用に依存している現状を見直し、公共交通の利用への自発的な転換を促すことを目的とする、地域住民や学生等を対象とした、「コミュニケーション」を中心とした公共交通利用促進の取組。

＜ モビリティ・マネジメント（MM） 実施概要（案）＞

	市民を対象としたMM	中学生を対象としたMM
実施対象者	市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区にお住まいの65歳以上の方（27地区・約2,000名）	たつの市立揖保川中学校の生徒（1年生約100名）及びその保護者
実施日（予定）	平成30年8月～10月	平成30年7月13日
実施方法	・対象地区にお住まいの65歳以上の方に対するアンケート調査の実施、アンケート結果の回覧及び市民乗り合いタクシー利用説明会の実施 ⇒アンケートの回答を通じて、市民乗り合いタクシーへの要望や改善点等を把握する。 また、アンケート結果の回覧や利用説明会を通じて、日常の移動において市民乗り合いタクシーをはじめとした公共交通を利用してもらう意識を醸成する。	・市内中学生を対象に、公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」の配布・説明、予め設定した区間を公共交通を利用して移動する「行動プラン」の作成、コミバス体験乗車会の実施、保護者を対象とした事後アンケート調査の実施 ⇒今後公共交通を利用してもらう世代である中学生に公共交通を利用する楽しさ、利便性等を意識付けするとともに、アンケートの回答を通じて、鉄道やバス、市民乗り合いタクシー等の利用状況に変化があったかを把握する。

協議事項７

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成３０年６月２５日

（名　　称）たつの市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

たつの市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成２９年３月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。

地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、バス空白地域へのデマンド交通導入により、交通不便地域・交通空白地の移動手段を確保する。

２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

年度	目標
平成３１年度	1日当たりの利用者数を200人とし、1時間1便当たり（片道）の乗合率を1.25以上とする。 （1.25×8便×2（1往復）×10台＝200人）
平成３２年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
平成３３年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。

（２）事業の効果

デマンド型交通（市民乗合タクシー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られ、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるとともに、中心市街地の賑わいの創出、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（１）事業

利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会や体験乗車会を実施し、乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。

（２）実施主体

たつの市地域公共交通会議（活性化再生法法定協議会）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表１のとおり

（１）運行区域

①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域

①のうち、越部地区は②の指定された目的地にのみ行くことができる。

②～④は指定された目的地にのみ相互に行き来することができる。

（２）運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗合タクシーとする。

（３）目的地

①交通結節点（駅・バス停留所）

②医療・福祉施設（病院、歯科医院、接骨院、鍼灸治療院、介護施設等）

③金融機関（銀行、信用金庫、農協、郵便局等）

④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）

⑤公共施設（市役所、公民館、学校園等）

（４）運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

（５）利用料金

〇大人（中学生以上）１回乗車　４００円、保護者の引率の下にある小学校就学前の児童　無料

※以下の区分に該当する者は２００円

①小学生

②満 65 歳以上の者

③小学校就学前の児童１人につき引率する保護者１人

④身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者

⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者

⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑦介護保険法第 27 条の規定に基づく要介護認定を受けた者

⑧介護保険法第 32 条の規定に基づく要支援認定を受けた者

⑨第１種身体障害者、療育手帳 A 判定又は精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた者１人につき同乗する介助者１人

⑩母子保健法第 16 条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

（６）利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

（７）運行台数

10 人乗りワゴン車：１０台

（８）運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。

①新宮区域　：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）

②龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、（株）龍野タクシー、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

③龍野西区域：（株）龍野タクシー、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

④揖保川区域：（株）龍野タクシー、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた費用をたつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行委託料として運行事業者へ支出

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

たつの市地域公共交通会議（活性化再生法法定協議会）

７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

・平成 30 年 10 月～平成 31 年９月
毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施
・平成 31 年 10 月～平成 32 年９月
毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施
・平成 32 年 10 月～平成 33 年９月
毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施

８．別表１の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項別
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11．外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」のとおり

13．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17．協議会の開催状況と主な議論

・平成２７年１０月２８日　地域公共交通会議を法定協議会に移行
地域公共交通網形成計画の策定について協議
地域公共交通確保維持改善事業　制度概要の説明
・平成２８年　２月２６日　地域公共交通網形成計画素案について協議
・平成２８年　６月２７日　地域公共交通網形成計画素案について協議
地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認

・平成２８年１１月　８日　デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議
・平成２９年　２月２０日　デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議
たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議
・平成２９年　６月３０日　市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・平成２９年１２月１９日　市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、運行事業者の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認
・平成３０年　２月２８日　市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの評価・検証について協議
・平成３０年　６月２５日　市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの予約期限の変更、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

18. 利用者等の意見の反映状況

平成２７年７月に、市内 65 歳以上の方及び障害者手帳を交付されている方（約 23,000 人、約 15,000 世帯）に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、９月には、コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、１０月２８日にたつの市地域公共交通会議を法定協議会に移行し、平成２９年３月にたつの市地域公共交通網形成計画を作成した。

利用者代表として、連合自治会・連合婦人会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、アンケート調査項目の作成から、意思決定に携わっている。

〇交通手段に関するアンケート調査
・調査対象：６５歳以上の高齢者、障害者手帳を交付されている方　約 23,000 人　約 15,000 世帯
・調査方法：アンケート返信用封筒を同封し配布
・調査期間：平成２７年７月３日～２１日
・回収率：約 45%

〇コミュニティバス利用者アンケート調査
・調査対象：コミュニティバス利用者　235 人
・調査方法：バスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
・調査期間：平成２７年９月１４日～１５日
・回収率 45%

市民乗り合いタクシー先行運行に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成２９年２月に市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込み、利用者に直接ヒアリング調査を実施した。

〇市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査
・調査対象：市民乗り合いタクシー先行運行区域（新宮・御津区域）利用者　120 人
・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
・調査期間：平成２９年２月２日～４日（３日間）
・回答数：119 人（回答率 99%）

公共交通に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成２９年９月にコミュニティバス及び市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込みアンケート調査票の配布及び利用者に直接ヒアリング調査を実施した。また、市民乗り合いタクシーに登録者のうち利用をしたことがない方 1,500 人を対象に公共交通に対する満足度調査を実施した。

〇コミュニティバス利用者アンケート調査
・調査対象：コミュニティバス利用者　349 人
・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答

・調査期間：平成２９年９月６日・７日・９日・16 日（４日間）
・回収数：129 人（回収率 37%）
〇市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査
・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者　427 人
・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
・調査期間：平成２９年９月６日・７日・９日・16 日（４日間）
・回答数：427 人（回答率 100%）
〇公共交通の利用に関する住民アンケート調査
・調査対象：市民乗り合いタクシー登録者のうち利用したことがない住民　1,500 人
・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
・調査期間：平成２９年８月２８日～９月１５日
・回収数：1,006 人（回収率 67.1%）

19. 協議会メンバーの構成	
国	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
交通事業者 交通施設管理者等	公益社団法人兵庫県バス協会・神姫バス（株）・（株）ウエスト神姫 神姫バス労働組合・西日本旅客鉄道（株）・たつの警察署 一般社団法人兵庫県タクシー協会（西播支部長：（株）龍野タクシー）
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	たつの市連合自治会・たつの市連合婦人会・たつの市老人クラブ連合会 たつの市観光協会・たつの市商工会・たつの市 PTA 協議会・公募委員・たつの市議会
たつの市	副市長、都市建設部長、健康福祉部長

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）たつの市龍野町富永 1005 番地 1
（所　属）たつの市地域公共交通会議事務局
（氏　名）根本　聡太郎
（電　話）0791-64-3167
（e-mail）machizukuri@city.tatsuno.lg.jp

※５．（表２）及び１４．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。
※５．及び１４．中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。
※７．については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。
※５．（表２）、９．（表３）及び１０．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。
※１１．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。
※１２．～１５．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。
※１５．については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。
※１．～３、７．９．～１０、１２．～１３．及び１６．～１８．については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1)　新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往　km 復　km	294日	12,936回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2)　龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	294日	8,232回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3)　龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	294日	7,875回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4)　揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	294日	6,468回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5．「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1)　新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往　km 復　km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2)　龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3)　龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4)　揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5．「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

33年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1)　新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往　km 復　km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2)　龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3)　龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4)　揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往　km 復　km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5．「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	たつの市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	64,997
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
64,997	64,997人×120円×0.7（補正係数）＋200万円	7,459千円

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

デマンド交通区域及び地域間幹線系統

N

地域間幹線系統
（株）ウエスト神姫
山崎ー新宮線

地域間幹線系統
神姫バス（株）
姫路駅前ー山崎線

地域間幹線系統
（株）ウエスト神姫
山崎ーダイセル線

地域間幹線系統
神姫バス（株）
姫路駅前ー龍野線

新宮

越部地区

龍野西

龍野東

揖保川

御津

宍粟市

姫路市

揖保郡太子町

佐用郡佐用町

赤穂郡上郡町

相生市

山崎
郵便局前
北中井
車庫前
山崎インター
中井
須賀
山崎医療モール
船元
須賀東口
千本屋
城下
下比地
平見
渡場
香山
香島橋
吉島
下野
井之口
松山
山田口
上山下
大谷
六九谷
西市場
茶ノ木
林田
林田橋
かまはな
追分
伊勢
伊勢茶屋
石倉
安志
長野
上塩野
塩野
植木野
狭戸
播磨新宮
新宮東口
砂子
井野原
八重垣病院前
越部
船渡
佐野
東觜崎
北龍野
祇園橋
龍野
龍野橋
本竜野
堂本
宮脇
広山
福田
太子
鵤
東南口
太田小学校前
中出屋敷
黒岡
原西
北山
山田
青山ゴルフ場
東南西口
立岡
太田
大谷
糸井
網干
JR網干駅
和久
坂出
旭陽小学校前
宮内
垣内
市民センター前
山陽網干
山電網干
網干港
ダイセル前
はりま勝原
山陽天満
平松
太市
三日月
西栗栖
千本
相生
西相生
竜野
発地例 光都
着地例 新宮駅
発地例 揖西町 小犬丸
着地例 龍野橋東詰
発地例 揖保川町 大門
発地例 神岡町 追分

凡　例
デマンド交通エリア
デマンド交通運行例

平成27年国勢調査　人口集中地区（たつの市）

参考資料

たつの市地域公共交通会議規約

（趣旨）

第１条　この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項

（２）　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項

（３）　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第３条　交通会議は、委員２５人をもって組織する。

２　委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

（任期）

第４条　委員の任期は、任命又は委嘱の日から２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　監事は、第３条第２項に規定する委員のうちから会長が指名する。

５　監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

（会議）

第６条　交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

２　交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

３　交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

４　会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

（意見の聴取）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（代理出席）

第８条　やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

（会議の公開）

第９条　交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

（守秘義務）

第１０条　交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（議決）

第１１条　交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

（協議結果の取扱い）

第１２条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

（ワーキンググループ）

第１３条　交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループは、第３条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

３　ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

４　ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

（事務局）

第１４条　交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計年度）

第１５条　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（資金）

第１６条　交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（予算）

第１７条　会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

（決算）

第１８条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

２　会長は、第５条第５項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

（財務に関する事項）

第１９条　交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（謝礼）

第２０条　交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

（交通会議が解散した場合の措置）

第２１条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（補則）

第２２条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

（施行期日）

１　この規約は、平成２７年１０月２８日から施行する。

（経過措置）

２　最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（会計年度の特例）

３　交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第１５条の規定にかかわらず、設立された日から平成２８年３月３１日までとする。

別表（第３条関係）

委　　員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

参考資料

たつの市地域公共交通会議財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第１９条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第２条　交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第１７条又は第１８条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

（出納員）

第３条　会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

２　出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（収入及び支出の手続）

第７条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

２　会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（１）　予算差引簿

（２）　その他必要な簿冊

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２７年１０月２８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　委託金	１　委託金	１　委託金
４　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
５　諸収入	１　諸収入	１　雑入

別表第２（第４条関係）

款	項	目
１　運営費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　返還金	１　返還金	１　返還金
４　予備費	１　予備費	１　予備費